

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年4月12日				
表題	今井光子の奈良県議会報告「みっちゃんの宅配便」				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	議会質問や県政調査活動など県議会報告、今井光子県會議員の諸活動を報告し、意見、要望を求める				
按分率の説明	按分率 50% (理由:部分的に日本共産党の政策等、後援会員の紹介等及び同リンクを含むため、政務活動と個人的活動とを区分して折半する)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議会開催毎の議会報告「みっちゃんの宅配便=今井光子の県議会報告」と「日本共産党奈良県議会だより」各号を詳報するとともに、県政資料を提供し、意見を求める ・今井光子議員がおこなう要望、陳情や議会質問、今井光子の県議会報告「みっちゃんの宅配便」を紹介し、意見、要望を求める ・時々の県政分析、県政資料の収集の成果を知らせ、意見を求める 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	維持管理費	MYPC	446691 円	更新維持管理費 300000 円+HP 制作基本費 52200 円+サーバー管理 費 30000 円+編集加工費 60000 円+消費税 44220 円 486420 円×11/12 (22.5 月～23.3 月分)	5
※ 50%充当 合計 446691 円×50% = 223345 円					
備考	ホームページアドレス: http://mituko-imai.jp/_userdata/sumaho/ 添付資料: ホームページ制作業務委託契約書 (2021年5月1日契約書から同条件で継続)				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

今井光子様（以下「甲」という。）と MPC（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受ける。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書、画像にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。
乙が甲に提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタル化）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日よりも遅い日に制作に着手する目的記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール、口頭等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。
甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、口頭または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

- 甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。
- （印）
1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
 2. 本契約に基づく料金額は、見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって價格変更をできるものとする。
 3. 料金の支払条件は、銀行振込とし、甲乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第8条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
 2. 本契約に基づく料金額は、見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって價格変更をできるものとする。
 3. 料金の支払条件は、銀行振込とし、甲乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。
- （印）
1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
 2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
 3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合は、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
 4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信

手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条 知的財産権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

第12条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した料金を乙に支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を乙に支払い、契約を解除することができる。

第13条 責任制限

乙は、制作物または制作物の使用から直接または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行つた者があると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しましたは侵權するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名譽を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵辱するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があつた場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあつたとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなつたとき
4. 第14条の禁止行為を行なつたとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となつたとき

第16条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条 権利保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に連れて知り得た相手方またはより本基本契約の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の大前提に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中效力を有するものとする。

第20条 監禁および管轄裁判所について

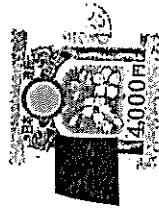
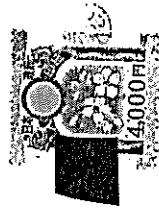
1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲との間で問題及び紛糾を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年5月ノ日

甲 今井光子

乙 赤松英夫 Mypc



政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年4月15日				
政務活動先	政府要望（厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、法務省）				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁（衆議院会館と参議院会館でおこなうレクチャー方式）				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	別紙				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都一東京（往復）	27490円	7
	京都	近鉄	田原本一京都（往路）	840円	8
	国會議事堂	東京メトロ	東京一国會議事堂	170円	8
	東京	東京メトロ	国會議事堂一東京	170円	8
	五位堂	近鉄	京都一五位堂（大和高田まで特急）	960円 特急920円	8
合計 30550円 (すべて政務活動)					
備考	添付資料：各省庁宛要望書				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

県議会議員 今井 光子

共産党奈良県会議員団は4月20日、国がかかわる県民が直面している諸課題で政府省庁へ陳情交渉に行ってきました。早朝に、奈良を出発して、日帰りの強行スケジュール。衆議院会館と参議院会館の部屋を借りての要望。国会開会中でしたが、大門みきし参議院議員と宮本だけし衆議院議員に同席していました。

各省庁あての要望書は別紙のとおり。

厚生労働省には、コロナ過でご苦労されている医療関係者や、事業者、子育て中のお母さんの切実な要望を届けました。医療従事者のPCR検査の公費負担化、保健所の職員増など体制強化、看護師などエッセンシャルワーカーの処遇改善、保険薬局の調剤費の無料定額診療の適用、こどもと障がい者の医療費の窓口負担の無料化、国民健康保険の県単位化によって県が市町村独自策を認めない問題で、市町村の取り組みを認めることなど、実態を伝え改善をもとめました。雇用調整助成金や小学校休業対応補助金は、奈良県が蔓延防止等重点措置を適用していないことから、金額に差があり、特例が受けられません。全国一律での実施をもとめました。

環境省、経済産業省には、平群町のメガソーラー問題で、業者の不誠実な実態と県行政の対応についても、法に基づいて厳しい対応を求めました。

国土交通省には、京奈和自動車道大和北道路のトンネル工事について、東京外環道路の陥没事故を受けて地下40メートルのトンネル工事の危険性が明らかとなったことから、地盤調査や情報の開示をもとめるとともに、地下水の文化財への影響、整備効果が認められないことなどから、計画の見直しを求めました。

法務省には、奈良監獄の保存活用についての現状、保存管理計画の策定、県が計画している2000メートル滑走路についても認識をただしました。

政府側の認識や回答は、関係住民に知らせ、かつ議会質問等に活かします。

厚生労働大臣 後藤茂之 様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡上市議)・吉本辰郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきたいです。

1. 国民健康保険の都道府県単位化に伴い、市町村独自の保険料負担調整策を踏めるとともに、保険料算定基準に反映される徴収率の設定は実態に見合ったものにすることと
国民健康保険の保険料負担率のためには、多くの市町村が、候会計から繰り入れを行ったり、独自の被災制度を実施しています。ところが奈良県は、国民健康保険が都道府県単位化される際に、これら独自の負担経減策を認めないとしています。この背景に、厚生労働省が「保険者努力支援」などと
うたつて、法定外繰り入れをやめた自治体に財政支援を厚くするなど、保険料の統一を後押している影響があります。厚労省として、上記のような施策はやめ、市町村独自の負担経減策を認めるところを求めます。

また、奈良県は国民健康保険の都道府県単位化に伴う保険料算定について、当初は各市町村ごとの徴収率の3年間の平均を基準としていましたが、令和2年度からは県内市町村を徴収率に応じて2つ
の区分に分け、高い徴収率を市町村に押し付けています。保険料算定基準に反映される徴収率の設定は実態に見合ったものとなるよう、厚生労働省の取り組みを求めます。

2. 医療従事者などの社会機能維持者が濃厚接触者となつた場合の待機期間短縮のための検査費用については公費負担をコロナ感染拡大期に医療体制を維持することを目的に、職員など社会機能維持者が濃厚接触者となつた場合の自己負担となっています。PCR等の検査費用は病院の自己負担とされています。医療従事者の皆さんは、コロナ感染症の始まりからすでに2年以上前に追われ、命を守るために日夜奮闘されています。現場の皆さんに寄り添い、支えることが求められています。医療従事者などの社会機能維持者が濃厚接触者となつた場合の待機期間短縮のための検査費用については、公費負担とすることを求めます。

3. 保健所業務の民間委託を促進する事業連絡の撤回・修正と、職員の増員、実効性ある過重労働対策を厚生労働省が4月4日に発出した保健所体制に関する事務連絡では、保健所職員でなければ対応が困難な業務について、民間委託を「原則」とし、さらには「外請委託が可能な業務」として「発生届けの入力、電話相談、健診観察、各種証明書交付」などを示しました。これらは膨大な個人情報を取り扱い、専門的な知識や経験を必要とする相談・健診報酬業務まで委託可能としていることは看過できません。

今日の保健所業務ひつ迫の原因は、1990年代後半以降に保健所・地方自治体職員の削減を進めただことです。直ちに事務連絡の撤回・修正し、職員の増員を求めます。また、過重労働にある対策を求めてます。

4. 履用調整助成金等の上乗せ再開と、全国一律による特例適用を
昨年5月以来、国の「雇用調整助成金」の助成率が原則10/10→9/10に引き下げられていますが、奈良県では中小企業などの雇用維持を支援する県点から5月→11月の間、1/10の上乗せ補助を行い事業者を支援してきました。今年1月以降、オミクロン株による感染が急拡大する中、11月で一旦停止した雇用調整助成金の1/10の上乗せ補助を令和4年1月~3月について再開したところです。感染再拡大に対する警戒が必要な中、雇用調整助成金等の上乗せの導入を止めます。また、幅広い事業者が大きく影響を受けていることから、雇用調整助成金の特例措置については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に問わらず、全国一律による適用を求めます。

5. 小学校休業等対応助成金について、支給上限額は全国一律に
コロナ禍において、子育て世代の労働者は学校休業等に伴い、子どもの世話をするために仕事を休まなければなりません。このことは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用地域かどうかに関わりません。
ところが、休業対応助成金については、適用地域かどうかによって上乗額に差異が生じており、このことは制度上合理性に欠けます。支給上限額を同じにするよう、制度改正を求めます。

《以下は、回答は求めませんが、真摯な対応を求めるものです》
子ども医療費をはじめ、福祉医療の窓口負担軽減へ、該額調整措置の見直しと、高校卒業までの保険料無料化を
子ども医療費助成にかかる国民健康保険の該額調整措置(ペナルティー)の見直しにより、奈良県でも令和元年8月から一部負担金500円で受診できるようになりました(就学前まで)。しかし就学後の子どもの医療費助成やその他の膏肓疾患者医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療(医療扶助)について奈良県は、いったん窓口で負担金を差し引いた額を返還する「自動償還払い」制度を探用しているため、窓口での負担が発生します。
現在奈良県内では、子ども医療費助成の対象年齢を拡大していますが、窓口負担が大きいため受診をためらうケースが多くあります。学校保健統計によれば、奈良県で1万2000人の子どもが虫歯治療を受けられていません。窓口負担の経験は、早期発見・早期治療が促され医療費の削減にもつながります。
窓口の負担なしで安心して受診できるよう、子ども医療費助成にかかる国民健康保険の該額調整措置の見直しを求めます。またその他の福祉医療制度についても、窓口負担なく受診できるよう該額調整措置の見直しを求めます。
国民健康保険の保険料は、子どもが多いほど均等割りが増える仕組みになつております。少子化克服と矛盾した制度になっています。厚生労働省は「子育て世帯の負担軽減」を進めるとして未就学児に限り「均等割」部分の5割を軽減する方針を決めましたが、この該額調整の対象年齢を拡大するとともに、高校卒業までの子ども(18歳に満たない3月31日までの間)について保険料は無料になるよう支援を求めます。

保険薬局における調剤費を無料低額診療事業の対象とすること
無料低額診療事業は、社会福祉法第1条第3項9号の規定に基づき、生計困難者が経済的理由によつて必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業です。しかし、保険薬局で調剤がされた場合は、本事業の対象となつていません。これに対し、調剤費の全額または一部について、地域の実情や町政状況等に応じて助成を行つている自治体もありますが、その数は全自治体のごく一部にとどまっています。

保険薬局における調剤費を無料低額診療事業の対象とすることを求めます。

看護職員等における処遇改善について

2021年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新时代開拓のための経済対策」に基づき、2022年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されました。また、2月から前倒しで賞与引当額が維持される限り組みを前提とし、収入を月額4,000円引き上げる措置(看護職員等処遇改善事業)が実施されたところです。医療従事者の処遇の低さを政府が認めた、その改善に取り組み始めたことは、重要なことです。しかし、今回の「看護職員等における処遇改善」は、雇用政権が導く分配型の仕とされたものの、対象が一部に限られたものなど場当たり的な対応の側面が非常に強く、医療現場に新たな判断と対立、混乱をもたらすものとなっています。

(1)対象が一部に限定されている「看護職員等における処遇改善」を全ての医療機関に拡大することもに、看護師の大層増員を実現するための財政措置を政府の責任で実施することを求めます。
(2)医療機関で働くすべての職種を処遇改善の対象とするとともに、そのためには必要な財源確保を行うことを求めます。

経済産業大臣 萩生田光一様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のよう取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきたいとお願いいたします。

メガソーラーによる乱開発から住民生活を守る取り組みを

現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが頻発しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原発事故をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたものですが、実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引き起こしています。奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年度)の認定で固定価格が1kW当たり40円が従来どおり、経営主体は工事なら着手しない段階で少なくとも4回変わっています。さらに事業者は2019年11月の奈良県林地開発許可申請書「下流河川流域下流下能河計画審査」が偽装であったことと着手しましたが、直後に林地開発許可申請書「下流河川流域下能河計画審査」が偽装であったことが住民の調査で発覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、地下水漏れのない川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に水が発生し大災害をまねくところでした。

さらにはこの「数值偽装」は、2021年2月の開発変更申請時にも引き継がれ、同じように平群町に意見提出されました。有資格者である測量士・1級建築士が関わった検査結果を歪められた虚偽の審査が作成されたのです。奈良県において2度も謹認の機会がありながら見過されたことは重大です。この「水密勾配偽装」問題については、松野町に基づき、奈良県から近畿経済産業局に通報されています。

また2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まつていていたことが発覚しました。廃棄物が混入した違法盛り土造成であり、同時に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることから、住民の不安は大きくなっています。

本案件は以上のように①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適格案件であること、②有資格者による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開発・宅地開発が行われた重大な法令違反であること、③不正が正されることはなく工事が行われた結果、土砂流出などの問題が起き、さらに大きな災害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要と考えます。

全国再エネ問題連絡会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な実態を告発しています。多くの案件が、高額買取価格となつている2012年、2013年に認定された事業者ですが、実態は、バーカンバンニーによる社説な工事やバケルの形骸、土砂災害の発生等が報告されています。

(1)不法行為などの通報に対してどのような対応を行つているか明らかにしてください。

(2)不法行為を犯した事業者に対し、FIT認定の取り消し等、厳しい措置を求めます。また、これまでに不法行為などでFIT認定を取り消された事例があれば、明らかにしてください。

環境大臣 山口壯 様

日本共産党奈良県議団

山村幸徳・今井光子・小林照代・太田敦
日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

メガソーラーによる乱開発から住民生活を守る取り組みを現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが頻発しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原発事故をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたものですが、実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引き起こしています。奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年度)の設定で固定価格が1kW当たり40円が維持されており、経営主体は工事すら着手していない段階で少なくとも4回変わっています。さらには事業者は2019年11月の奈良県林地開発許可取扱後も工事着手せず、1年3ヶ月後にやっと着手しましたが、直後に林地開発許可申請書の「下流河川流下能力計算書」が偽装であったことが住民の間で警覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、流下能⼒のない河川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に川水が暴落し、同じように県によって審査され平群町に意見具申されました。有資格者である測量士・1級建築士が関わった測量結果を全めた虚偽の書類が作成されたのです。奈良県において2度も確認の機会がありながら見過されたことは重大です。この「水路勾配偽装」問題については、林野庁通達に基づき、奈良県から近畿経済産業局に通報されています。

また2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まつてることが発覚しました。廃棄物が混入した盛り土造成であり、同時に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることから、住民の不安は大きくなっています。本案件は以上のようく①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適格案件であること、②有資格による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開発・宅造開発が行われた重大な法令違反であること、③不正が正されることなく工事が行われた結果、土砂流出などの問題が起き、さらに大きな災害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要と考えます。全国再生エネルギー問題連絡会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な実態を告発しています。多くの案件が、高額買取価格となっている2012年、2013年度に認定された事業者ですが、実態は、ペーパーカンパニーによる粗悪な工事やハネルの報敷、土砂災害の発生等が報告されています。

(1) 奈良県は、産業廃棄物が混入した盛土について、混入物を除去することなしに、さらにその上に新たな盛土造成がないのでしょうか。環境省の認識をお示しください。

林野庁長官 天羽 陸 様

日本共産党奈良県議団

山村幸徳・今井光子・小林照代・太田敦
日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

林地開発事業における住民の安全、災害の防止、水害の防止について、平群町櫻原地区の太陽光発電施設の事業者は、2019年4月8日の「林地開発許可申請」において、開発による流量增加分が流れなかったため、勾配の数字を偽装し、管渠上は低下能力があるとして許可を取得しました。この虚偽申請が発覚し問題となつたため、現在、行政指導により工事が中断しています。

林野庁「開発行為の許可基準の適用規則の適用について」(平成14年5月8日付)では、別紙1第3の1で「下流における低下能力を考慮の上」とは「開発行為の施工前において既に3年満期で想定される雨量強度におけるピーキ流量が下流における低下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする趣旨である」としています。
この許可基準に基づき、平群町の開発予定地を専門家が確認したことごろ、下流河川の調査地点(事業者が申請時に決定した)の14か所のうち11か所でピーキ流量が低下能力を超していました。
下流域には大型の住宅地が存在しており、河川の低下能力を超過する排水が流された場合、流速は5~10m毎秒の災害レベルの流速となることから、住民の不安が広がっています。

(1)林野庁「開発行為の許可基準の適用規則の適用について」によると、3年満期のピーキ流量が満たない地点がある場合には、当該地点の低下能力以上は流してはならないことになると考えますが、林野庁の見解を明らかにしてください。

(2)奈良県において、大和川総合治水条例による「大和川流域調整技術基準」では、市街化調整区域では50年確率が基準雨量とされています。一方、「奈良県林地開発行為の許可基準」では50年確率は適用されておらず、30年確率を基準としています。しかし、平群町のメガソーラー建設予定地は市街化調整区域であり、50年確率を適用すべきと考えますが、林野庁の見解を明らかにしてください。

国土交通大臣 斎藤鉄夫 様

日本共産党奈良県議団
山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会
北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきたいと思います。

1、メガソーラーによる計画発電から住民生活を守る取り組みを

現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが頻発しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原発事故をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたものですが、実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引き起こしています。

FIT法におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(第1年)の認定で固定価格が1kW当たり40円が維持されおり、経営主体は工事すら着手していない段階で少なくとも4回変わってきます。さらに事業者は2019年11月の奈良県林地開発新規取得後も工事着手せず、1年3カ月後にやっと着手しましたが、直後に林地開発許可申請書の「下流河川地下水能力計算」が偽装であったことが生民の調査で発覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、地下水能力のない河川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に洪水が発生し大災害をまねくところでした。

さらにはこの「数値偽装」は、2021年2月の開発変更申請時にも引き継がれ、同じように県によって審査され平群町に意見具申されました。有資格者である清畠士・1級建築士が閲覧した測量結果を歪めた虚偽の審査が作成されたのです。奈良県において2度も確認の機会がありながら見過ござされたことは重大です。この「水路勾配偽装」問題については、林野庁通報に基づき、奈良県から近畿整経室に通報されています。

また、2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まっていることが発覚しました。燃焼物が混入した違法盛り土造成であり、同時に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることがあります。

住民の不安は大きくなっています。

本案件は以上のように①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適格案件であること、②有資格者による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開発・先送開発が行なわれた重大な法令違反であること、③不正が正されることなく工事が行なわれた結果、土砂流出などの問題が起き、さらには大きな灾害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要と考えます。

全国再エネ問題懇親会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な実態を告発しています。多くの案件が、高額買取価格となっている2012年、2013年度に認定された事業者ですが、実態は、ベーパーカンパニーによる社債な工事やヘルの承認、土砂災害の発生等が報告されています。

(1)産業廃棄物が混入した違法な盛り土造成の上に、新たな盛り土造成をおこなうことは、違法にあたらないでしょうか。またその際の安全確保について、現行法での対応及び今審議されている盛土規制法案が成立した場合での対応をお示し下さい。

2、五條市に建設予定の「2000メートル滑走路」について

奈良県は、広域防災拠点整備において2000メートル滑走路の建設を計画しています。リニア新幹線の移設・建設によって生じる残土を利用することで、谷を大規模な盛り土で埋めて建設される計画です。事業費は現時点で720億円を見込んでいます。

そもそも奈良県の広域防災拠点がないために、消防学校の建て替えと一緒に合わせて600メートルの滑走路を整備する計画でした。ところが突然、南岸・東南海トフの大震災に備えるために整備が必要との理由で、計画が変更されました。県民からは「2000m滑走路建設ではなく、消防学校の建て替え」と防災拠点整備を急いでほしいとの声が寄せられています。

(1)奈良県はこの2000メートル滑走路について、航空法に基づく空港ではないとの認識を示していますが、災害時には固定翼機の離着陸を想定しており、航空法に基づく空港として国土交通省との事前協議が必要と考えます。この点について、国土交通省の認識を示してください。

(2)奈良県は、同事業を国土交通省が策定している「南海トラフ巨大地震対策計画」に位置付けてもらうと説明していますが、国土交通省も同様の見解なのか、お聞かせください。

(3)大規模盛り土造成の安全性はどのように担保されるのか、お示しください。

3、京奈和道大和北道路の地下トンネル工事について
国土交通省は平成30年3月30日、京奈和自動車道大和北道路の奈良北インターから、都山下ツ道JCTまでの事業許可を行いました。これにより、大和北道路は有料道路事業と公共交通の合併施行方式で整備されることとなりました。事業説明では、大深度地下トンネルを想定されている区间は全長約4.5kmで、2本並行する直径16.5メートルのトンネルをシールドマシンで掘削するとされています。

ところが2020年10月、同様にシールドマシンで掘削された東京外環道トンネルで陥没事故がありました。大和北道路の事業もほぼ同様の工事であると想定されることから、住民の間で「安全神話が崩れた」と不安の声が広がっています。

奈良県が平成18年7月に行った環境影響評価によると、工事実施段階での環境影響として、建設機材の稼働による騒音振動・粉塵等が項目として挙げていますが、土壌環境や地質などの項目はありません。住民の安全、財産を守る上からも、大和北道路の大深度トンネル工事についてのリスクを科学的に把握する必要があるのではないかと思うがどうか。

大深度工事によるリスク、地上への影響についての国土交通省の認識を示していただくとともに、

計画地域の地盤を調査し、その結果を住民に示すことをもどめます。



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動信録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

注 発行した広報紙を添付してください。

住民自治を守り、民主主義に基づくまちづくり推進を

小林照代 賢 住良自治 個人情を守れと主張
「膨大な個人情報が、
事業者の間けの手段」
小林照代は代表監修で「膨大な個人情報が、
スルバーチュイーン技術で守る」と説明
「直ちに」
「個人情報を守るために、データベースの開
けの手段を止めよう」と意図説明している。

日本ノルマニカ
株式会社

2033年4月

烏拉特東盟旗烏蘭浩特市上街

(8)

共产党県議団が予算組み替え提案

A black and white portrait photograph of a middle-aged man with short, dark hair. He is wearing a dark suit jacket over a light-colored shirt and a patterned tie. The background is slightly blurred, showing what appears to be an indoor setting with other people.

中大業者を主とする
当初本会員の〇・三五

アーティストの才能を發揮するためには、常に技術的な訓練と実践が必要です。音楽理論や楽器の構造を理解し、正確な音程やリズムを掌握する力が、表現の幅を広げます。また、身体的・精神的な調節も重要で、定期的な練習と十分な休息が、長時間の演奏でも疲労を最小限に抑える鍵となります。

【裏面】	
田中、その財團法人 は大企業の危機感を 提唱して、日本 経済の復興に貢 献したが、	しすべ るが、子どもたち が、社会の窓口負担にな るのを防ぐため、 子供たちの就学率を 高めることで、大 きな貢献を果たす。 （田中）
◆大企業向けセカンドオピニオン（10億円）	◆N.F.I.Cを扶助した超大型事業（2.5億円）
◆立山よし園（5,400万円）	◆千秋古跡の見守事業（1.5億円）
◆京阪和自動車道大和北道路（2.8・3億円）	◆京阪奈地区地盤沈没対策（1億円）
【提案した主な事業】	
◆子ども医療と福祉医療の窓口負担なしに する（5億円）	◆小学生への特別型学習塾（1.2億円）
◆医療扶助制度医療費の軽減（1億円）	◆医療扶助制度医療費の軽減（1億円）
◆介護医療院の窓口負担削減（1億円）	◆介護医療院の利用料削減（2億円）
◆介護保険の利用料削減（1億円）	◆学校給食地盤沈没対策（1億円）
◆滋賀県リニア・アル服装（1億円）	◆滋賀リニア・アル服装（1億円）
◆滋賀リニア・アル服装（1億円）	◆ロナド・アーヴィングを受けた小中学生への奉事ギ ルド支給（5,000万円）
◆小学生3年まで3,500人学習実現（教員10 人、8,000万円）	◆滋賀県教育文化支援会議（5,000万円）

今井光子議員が討論
「一望見通じて、田中井井見
が要求しておられる緊急的・必要な措置
は、やむを得ず、現行の規制を緩和する
べきである」と述べた。一方で、
千葉県は財政困难と嘆かわざる状況
から、これまでの規制緩和を実現せ
ることを望んでいたのに、

「いつどれほどの県民の税金を使おうとしてる?」
(地代共費 99.5 億円)
(県税 2900 億円) 公共事業 1730 億円・有形
資本 (6 位証) 1179 億円)
セセスと交通建設と点検化革新 (418 億円)
アクト (高齢者・介助犬認証) (7 位証)
は (2 事務) 101 億円)
新規開拓事業 (2100 億円) 1900 億円(年度)
2000 に予算化 (720 億円)
ですが、民間による民間のプロジェクトが内閣で、不

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2022年5月10日他			
表題と発行部数	'みっちゃんの宅配便' 今井光子議員の県議会だより 2022年4月号 (32600枚)			
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民			
配布方法	新聞折込(25600枚)とポスティング、街頭配布等(7000枚)			
発行目的	2月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する			
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2月定例県議会と6月定例県議会の本会議、委員会での質疑の内容を説明し、課題ごとの施策の方向性を提案。また、議案に対する各会派、議員の主張と態度を示し、意見を聴取する。 コロナ禍のもと、各種市民団体の対県申し入れに同席し、また、日頃の生活相談活動の中で聴取した県民の願い、要求を県対策本部に伝えた。 県議会に出された請願について議会で趣旨説明するのは請願者ではなく、紹介議員とされているが、今回、請願者が趣旨説明することを申請した。これが議運で否決され、従来通り、請願者ではなく紹介議員がおこなった。このことについて、議会改革の重要課題とするよう提起。改善を求めていることを知らせた。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	205700円	32600枚分×1.1(消費税)
	新聞折込代	奈良産経企画	78848円	@2.8円×25600枚分×1.1(消費税)
	直接ポスティング	奈良産経企画	10868円	@2.47円×4000枚分×1.1(消費税)
	※100%充当 合計 295416円			
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより 2022年4月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年5月11日		
年会費名	奈良県統計協会特別会員（団体）2022年度会費		
相手方	奈良県統計協会		
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため		
按分率の説明	すべて政務活動		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的)は会則第3条のとおり (事業)は同第4条のとおり (会費)は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>		
経費	項目	金額	内容
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円
	合計 5000円 (100%充当)		
備考	特別（団体）会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料：奈良県統計協会会則（部分コピー）、定期刊行物の表紙（コピー）		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県統計協会会員規則

昭和 2年	2月 12日	総会議決
昭和 23年	8月 5日	改正
昭和 24年	3月 5日	一部改正
昭和 28年	2月 7日	全面改正
昭和 29年	2月 26日	一部改正
昭和 30年	8月 25日	一部改正
昭和 31年	2月 26日	一部改正
昭和 34年	10月 1日	一部改正
昭和 39年	4月 24日	一部改正
昭和 45年	5月 22日	一部改正
昭和 50年	5月 13日	一部改正
昭和 51年	5月 27日	一部改正
平成 4年	3月 25日	一部改正
平成 8年	3月 19日	一部改正
平成 8年	4月 1日	一部改正
平成 9年	3月 19日	全部改正
平成 17年	4月 1日	一部改正
平成 18年	3月 17日	一部改正
平成 30年	6月 1日	一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員の選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

- 2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。
- 3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。
- 4 理事は、各市統計協会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。
- 5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐とともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。
- 5 監事は、この会の会計を監査する。
- 6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができることができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 指定により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で開催を決議したとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
 - (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

- 2 理事会は、次の場合に隨時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
 - (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

- (1) この会の解散
- (2) 財産の処分
- (3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剩余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなけれ

ばならない。

(剩余金及び残余財産)

第28条 この会は、剩余金の分配を行うことができない。

2. この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正）

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則（第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正）

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則（第4条、昭和39年4月24日一部改正）

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正）

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（第9条、平成4年3月25日一部改正）

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正）

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（第8条、平成8年4月1日一部改正）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日全部改正）

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正）

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

令和4年度 奈良県統計協会事業計画

○理事会の開催

令和3年度事業報告及び決算、並びに令和5年度事業計画(案)及び予算(案)を審議する理事会を開催します。

○特別会員の募集

統計思想の普及向上と統計の活用を進めるため、特別会員の加入の促進を図ります。

年会費 1口 20,000円

統計レポートをはじめ当協会発行の刊行物を配付します。

○統計研究活動等への助成

1 市、郡統計協会への助成

・各統計協会の支部活動事業を促進するため、支部運営補助金を交付します。

2 統計団体への助成

・統計教育の普及振興を推進するため、奈良県統計・情報教育研究会に対し、研究活動費の一部を助成します。

・統計調査を円滑に推進するため、統計団体に対し、活動費の一部を助成します。

○統計書の発行

1 統計の普及と活用を図るため、広く一般県民に「奈良県統計年鑑」及び「100の指標からみた奈良県勢」等の統計資料を提供します。

販売図書については希望者に販売します。

2 (一般財団法人)日本統計協会で発行された優良図書を市町村、特別会員等に斡旋します。

奈良県統計協会では次の統計刊行物を販売しております。

▶統計刊行物

- ・2022年版奈良県民手帳(600円)
- ・100の指標からみた奈良県勢(500円)
平成24～令和元年版 B6版
令和2～3年版 A5版
- ・奈良県統計年鑑(3200円)
平成12～令和2年度

▶ご購入

FAXまたはお電話でお申し込みください。FAX 0742-27-0615 / TEL 0742-27-8439
郵送(送料実費負担)または県庁での受け取りとなります。

○奈良県民手帳の発行

2023年版(令和5年版)奈良県民手帳を発行します。

作成冊数 11,000冊
領布価格 1冊 600円

○統計レポートの発行

当協会の機関誌「統計レポート」を年2回発行し、関係機関等に配付します。

○奈良県統計功労者表彰式の実施

令和4年度統計功労者として表彰される統計調査員、事業所等に対する各府省大臣表彰をはじめ奈良県統計功労者表彰等の表彰式を奈良県との共催で行います。

日時 令和4年12月(予定)

場所 奈良市内(予定)

○奈良県統計グラフコンクール及び展示会の開催

統計思想の普及と統計の表現技術の向上を図ることを目的として広く県民から統計グラフを募集し、奈良県統計グラフコンクールを実施します。また、優秀作品は全国コンクールに出品するとともに、県庁屋上ギャラリー等において入賞作品の展示会を開催します。

○統計担当者研修の実施

統計思考力の向上を目的として、奈良県統計協会支部職員を対象とする研修を実施します。

統計レポート

寄稿

「国勢調査2020」の結果を詳しくみる②
—奈良県の年齢別の人ロ流入出（5年前と比較）—

特集

- (1) 奈良県年齢別推計人口（令和3年10月1日現在）の概要
- (2) 令和3年10月1日における奈良県推計人口（年報）の概要
—1年間の人口移動状況—
- (3) 「奈良スタッフイベント」について
—令和3年度奈良スタッフイベント（統計活用事例発表会）開催報告—
- (4) 奈良県の家計收支、所得及び資産・負債の状況
—2019年全国家計構造調査 奈良県の概要—
- (5) 奈良県製造業の動向について
—令和3年奈良県鉱工業指数から—
- (6) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況
—令和3年度学校基本調査の結果から—

奈良県統計協会

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年5月11日			
年会費名	建設政策研究所 2022年度会費			
相手方	特定非営利活動法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など 機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2828円	11000円+振替手数料313円=11313÷4(4人で分担)=2828円	18
合計 2828円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料：建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 建設政策研究所 定 款

(名稱)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、前項のほか、後たる事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コート前川11F北海道連携厚生協会内、及び大阪府大阪市中央区鈴蘭町1丁目1-1谷町秋田ビル501号室に置く。

(目的)

第3条 この法人は、災害・環境破壊を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推進しめ、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 種業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動

- (5) 講演・講師活動
- (6) 研究集会・シンポジウム
- (7) その他、目的達成に必要な活動

(第3章 会員)

(種別)
第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 団体会員
この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体
- (2) 個人会員
この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人
- (3) 賛助会員
この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(目的)

第7条 会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出するものとする。
1 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。
但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会)
第8条 会員は、附則で別に定める会費(会計年度途中入会会員を含む)を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)
第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき
(2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき
(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
(4) 足款に違反したとき

- 2 前項第3号、第4号については理事会の裁決により決定する。

(退会)
第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(提出金品の不返還)
第11条 民に給められた年会費その他の提出金品は、返還しない。

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上
(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くこととする。

3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。

3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、選挙なく補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。

3 専務理事は理事会の決定に基づき、専務局を統括し日常業務を処理する。

4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実践する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事項があることを發見した場合には、これを總会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、總会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の總会が終結するまでその任期を延長する。

3 準欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(専任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、總会の離決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、離決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(事務局及び職員)

第17条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事會が定める。

(第5章 領問)

(顧問)

第18条 この法人は顧問を置くことができる。

2 顧問は理事會の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問に関する必要な事項は、理事會で定める。

4 顧問は理事會における議決権を有しない。

(第6章 総会)

(構成)

第19条 総会は、全員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について離決する。

- (1) 法算報告 (8) 役員会の新規設置
- (2) 事業報告 (9) 会費の金額
- (3) 檢査報告 (10) 定款の変更
- (4) 中期計画及びその変更 (11) 解散
- (5) 事業計画及びその変更 (12) 合併
- (6) 予算計画及びその変更 (13) その他運営に関する重要な事項
- (7) 役員の選出及び解任

(開催)

第21条 通常總会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時總会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の20分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第5項第4号の既定により、監事から招集があつたとき。

押印しなければならない。

第7章 理事会等

(招集)

総会は、第20条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第20条第2項第1号及び第2号の既定による請求があつたときは、

その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び議題事項を記載した書面ま

たは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第23条 総会は、会員总数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員总数は団体会員、賛助会員、個人会員各々1固体1名と數える。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の既定によつてあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があつた場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議権等)

第25条 各正会員の議決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて議決し、又は他の会員を代理人として議決を委任することができます。

3 前項の既定により議決した会員は、第22条(定足数)、第23条第2項(議決)、第25条第2号(議事権)及び第37条(定数の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 日時及び場所

2) 会員総数及び出席者数(書面議決者又は議決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

3) 議題事項

4) 議事録の内容及び議決の結果

5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会員において選任された議事録署名人3人以上が署名、

押印しなければならない。

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事長をもつて構成する。

(理事会の機能)

第28条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を解決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会の運営に関する事項は別に定めることができる。

(運営会議)

第29条 理事会の決定を実践するため、運営会議を設置することができる。

2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び事務局理事で構成し、必要に応じて他の委員を加えることができる。

3 運営会議は本会第1項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第30条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。

3 各委員会の委員長は委員の互選とする。

4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。

(1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などをを行う。

(2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会(プロジェクトチーム)の構成及びテーマの分担、研究方法及び意義方法の検討などの研究マネージメントを行う。

(研究会)

第31条 必要に応じて、第29条第4項第2号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会(プロジェクトチーム)を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第32条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

2 研究会に関する事項は別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものももつて構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 研究及び事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

2 前項の既定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第35条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、遅やかに理事長が作成し、監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月末日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、怪徴な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄府の認証を経なければならない。

(1) 主たる事務所及び從たる事務所の所在地(所轄府の変更を伴わないもの)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

附 則

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄府による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承認を得なければならない。

(合併)

第40条 この法人が解散(合併及び吸収による解散を除く。)したときに残存するも法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において離脱された者に離脱するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の確決を得、かつ、所轄府の認証を得なければならない。

(解散)

第42条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 締 则

(附則)

1. この定款に疑惑が生じた場合は理事会の解釈に従う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。
2. この定款が抵触する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

同 江澤 和治
同 大塚 紀章
同 坂庭 國晴
同 清水 雄一
専務理事 同 泷村 定次
理事 同 芦川 隆男
同 今井 拓
同 後藤 良世
理事 山田 聰治
監事 漢見 勝治

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 12 月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 34 条第 1 項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 10 月末日までとする。

6. この法人の設立当初の会員費は、次に掲げる額とする。

- (1) 団体会員 1 口 1 万円
- (2) 個人会員 1 口 5 千円
- (3) 賛助会員 1 口 5 万円

7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の専業、会員及び財産は、この法人が継承する。

8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。

9. 2009 年 7 月 2 日一部変更

10. 2020 年 3 月 27 日一部変更

建設政策 研究会

5 2022
No.203

—特集—

岸田政権下の建設産業 政策の動向

- ◇ 韓国建設労働者の雇用改善における核心的課題の推進状況
- ◇ 森林環境税の「使い残し」に潜む2つの問題と労働からの再生について
- ◇ 担い手確保を後押しする公契約条例のさらなる改善と発展に向けて～建設政策研究所「川崎市公契約条例調査」より～



第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年8月4日、5日			
政務活動先	和歌山県(白浜空港、若者の引きこもり支援施設「創」)行政視察			
政務活動の目的	大災害の際、防災拠点施設となる白浜空港と若者の引きこもり支援施設を視察し、それぞれの運営上の課題や問題などを聞き取り、奈良県政に活かすため			
相手方	白浜空港、若者の引きこもり支援施設「創(はじめ)カフェ説明に共産党和歌山県議団の協力を得た			
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	別紙、報告を添付			
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	宿泊費	10500 円	内訳:ドーミーイン和歌山、宿泊費 13466円のうち出張経費基準分を 充当	39
会費	円	内訳:		
合計	10500 円	(すべて政務活動)		
備考	添付資料:視察報告、視察要綱			

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

奈良県議団(5名) 和歌山県内視察日程 案

和歌山県議団・高田由一

●8月4日(木) 高田県議同行

(昼食場所 未定 ご希望があれば…)

午後1時30分～ 南紀白浜空港内 スカイホール会議室にて
県営南紀白浜空港の管理、運営について
管理会社 南紀白浜エアポート 岡田信一郎社長

午後2時30分～ 南紀白浜空港および旧空港の広域防災拠点としての活用について
県灾害対策課より説明

午後3時30分 終了予定

和歌山市内・宿泊所へ

●8月5日(金) 奥村県議同行

午前10時～ 若者の引きこもり支援に取り組む一般会 創立者にて懇談会
紀の川市粉河853-3

(懇談後、昼食の後、帰路へ)

和歌山県(白浜空港他)行政視察 報告

県議員 今井 光子

■日程:2022年8月4、5の両日

■視察場所:和歌山県白浜空港(8月4日)、若者の引きこもり支援施設(創はじめカフェ)を視察(8月5日)

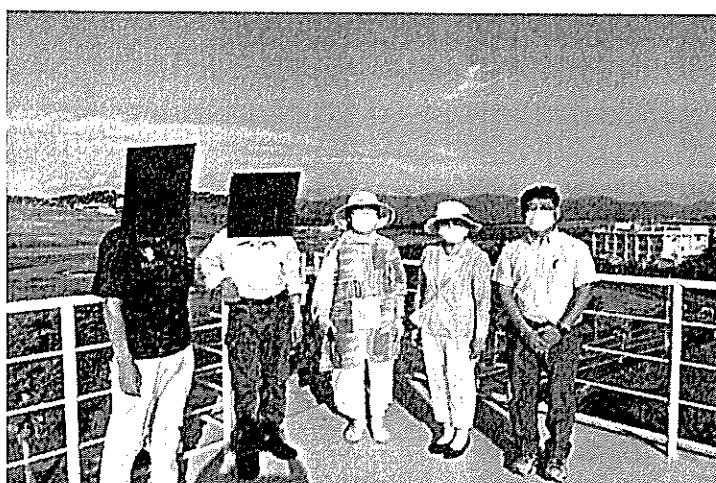
■メンバー:共産党奈良県会議員団(山村幸穂、今井光子、太田敦の各議員)。1日目、白浜空港視察には大谷龍雄五條市議が参加。

南海トラフ巨大地震に備える白浜空港（和歌山県）を視察

白浜空港は、南海トラフの大震災でも津波の心配がない高台にある。南海トラフ巨大地震に備え、大規模な防災訓練も実施されている。かつ、国の防災計画では、防災拠点施設として認定され、かつ公示もされている空港です。

空港としては、一日3便しか飛ばないので赤字経営となっていて、毎年、和歌山県が3億円の赤字補填をしていることの説明をうけた。さらに、安全な飛行を確保するためには、滑走路のメンテナンスなどが欠かすことができず、年間5億円の維持管理費用がかかるとのこと。

奈良県知事は、南海トラフなどの大災害の救援のために五條市に2000メートル滑走路の建設計画を進めているが、なぜ必要なのかが県民に説明されていない。災害対策というのであれば、防災拠点施設と位置付けられる白浜空港の活用こそ合理的。五條市に2000㍍滑走路を開く必要はまったく、見えてきません。空港として活用されるわけではない「滑走路」がなぜ、必要なのか。なぜ、津波被害が予測される沿岸部から遠く離れた五條市なのかも説明されることはありません。



若者の引きこもり支援施設ハートフルハウス創（はじめ）を視察

社会福祉法人妻の郷が運営するハートフルハウス創(はじめ)を視察。若者のひきこもりサポート事業に取り組んでいて、相談・訪問、居場所づくり、自治活動、就労支援事業としてカフェの運営など。地域の方が講師をして、いろんな講座を開設、学びたいことを学ぶことができる条件をつけていました。137もの多種多様な講座を開催しています。就労支援のためのカフェが運営されていて、おいしいランチをいただきました。

運営の苦労、課題について、伺ったことを奈良県でも生かしていきたいと思います。

(了)

第11号様式の3（第5条関係）

政務活動記録簿（研修会参加）

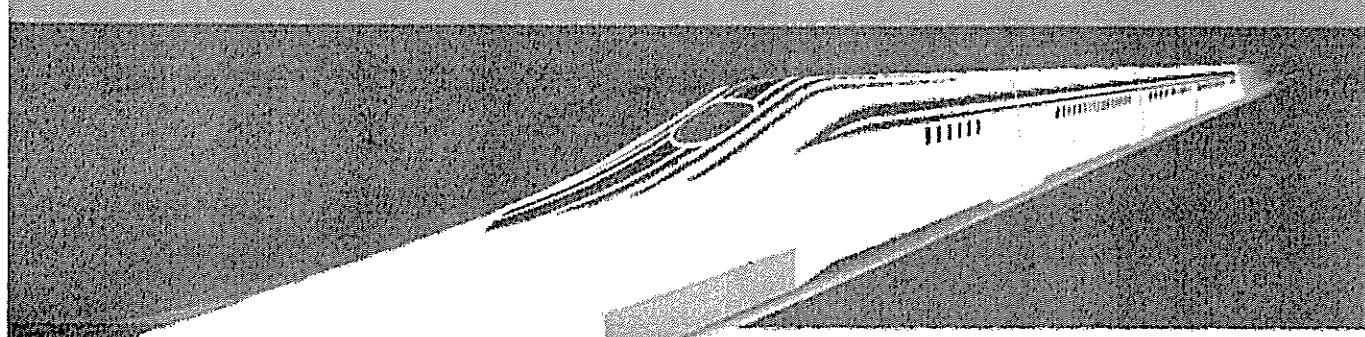
会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年8月20日他			
政務活動先	「リニアは本当に必要か」学習会（開催地：静岡県三島市）			
研修名	「リニアは本当に必要か」学習会			
参加者	リニア新幹線計画沿線住民、研究者他			
参加目的	「奈良市付近駅」設置が法によってきめられているため、奈良県民にとって重要課題となっている。建設残土路用を県が公言しており、よりいっそう検討・研究が求められる。専門家、運動家の提案を学ぶため			
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	<p>別紙のとおり これからの議会質問等に活かす</p> <p>* 学習会に参加の後、別目的の途中下車をおこなったため、往路の交通費、学習会参加のための宿泊費のみを政務活動費で充当する。</p>			
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	近鉄名古屋	近鉄特急	五位堂－名古屋	4000 円 <i>48</i>
	三島	新幹線	名古屋－三島	7910 円 <i>50</i>
	宿泊費	10500 円	内訳：富士山三島東急ホテル宿泊（県職員の出張旅費相当分を政務活動費で充当）	<i>51</i>
備考	研修費	円	内訳：参加費	
	合計 22410 円（すべて政務調査）			
添付資料：学習会案内チラシ、中心的報告者（研究者）のレジュメ、参加報告				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

リニア問題 学習会

リニアは本当に必要か?



● 2022年8月20日[土]13:30~

● 三島市民活動センター

本町タワー(マックスバリュ本町店)4F

第1・第2会議室合併

〒411-0855 静岡県三島市本町3-29 電話055-983-2693

● 伊藤博史 リニア訴訟弁護団共同代表

芳賀直哉 訴訟の会事務局長・元静大副学長

● 参加費無料

連絡先 金原 淳(携帯)

山梨泰男(携帯)

昨年の知事選で、最大の争点となったりニア建設。

今、改めて開い直します。

政治をつなぐ

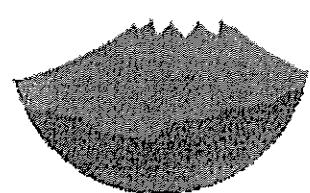
しみん連合 静岡東部

事務局

〒411-0859 三島市中央町3-32 市民ひろば 気付

電話・FAX 055-955-5095 携帯

Eメール



8月20日、静岡県三島市、市民活動交流センターで開かれた「リニアは本当に必要か」の学習会に参加しました。専門的でもつかいごろはありませんが、これから時代の大盤の電力が必要で、自然を破壊して途中でどうにもならないよう今きっぱり中止するべきと思いました。実施主体が9兆円もかけての事業が国ではなくJR東海というのも国会にかけずに3兆円というお金を無利子同然で貸し付けるなど。誰のための何のための業なのかと思いました。

静岡県ないのリニア工事の問題点について芳賀直哉氏が講演

①>車両の空調、照明の為の電気はどうから、急速冷却用電力はどの程度必要か。

從来の山梨実験線での車両は空調設備や証明器具の為、先頭車にガスターインを発電機を設置していましたが、加熱性に問題があった。2019年10月7日 山梨実験線車両基地停車中のリニア試験車両で断路器のスイッチを切り再び入れたところ、断路器が発火して作業員3名が重軽傷。

JR東海は社内の空調や照明にための電源と説明。詳細な原因は公表していない。

JR東海は超低温超電導方式、出発前に車両に搭載するヘリウムを-265度に急速冷却して液化して冷媒とする必要があるが、これらの使用電力量は公表されていない。

車両火災を回避するために、ガイドウェイから非接触で車両に電気を通過する改良型車両が2020年春に完成、2022年7月から搭乘客募集。今後の実験次第。

② リニアの構造的問題

超電導状態が電磁気的、機械的要因で急激的正業不能な条件導状態に移転する区間地に限り、ガイドウェイの壁突する危険性や、ヘリウム漏れに起因する車両火災やガイドウェイの通電不具合で電磁コイルが燃える。山梨では起きていが宮崎実験線の火災事故はほとんどがこれ。營業走行実験がないリニアの安全にかかる重要問題。

③ 原発ヒニア 新幹線時速300キロの4.5倍の電力が必要。

柏崎駒ヶ岳原発から高庄送電線が山梨実験線へ福島原発事故前に設置済み 浜岡原発から大庭村変電所に設置済み

④ 相対走行（すれ違い）実験の不足

先行区間18.4キロの実験線は複線で相対走行も5両編成で3~4回行ったが現在の4.2, 8キロに延長した実験線は単線で相対走行は行われず、長い区間トンネル内の16両編成は丈夫か？

2. 豊かな量の工事残土の置き場
残土処理場所を確定しないままのジョサイン、工事認可の社策。

今井 光子

日本共産党は日本共産党は2021年10月7日日本共産党国際会議員団 リニア中央新幹線問題プロジェクトチームがリニア中央新幹線建設事業の中止を決断することを求める提言を発表しています。

3 JR東海の財政状況悪化によるリニア工事遂行への黄色信号
コロナ感染拡大による新幹線利用客の大幅減 赤字に転落
4 大井川の水問題 南アルプスの生態系破壊
トンネル漏水の全量戻し、JR東海の新たな方向提示
地下水位低下による 生態系の影響回避
国土交通省有識者会議第2ラウンド （生態系への影響）がテーマ。

現在計画が決定されているのは東京名古屋区間まで、名古屋大阪間は何も決まってないということです。
当初は2045年を完成としていましたが、現在は名古屋まで2027年、大阪まで2037年とされています。

リニア中央新幹線の東京・品川駅近くの地下40メートル以下の大深度地下トンネル工事でシールドマシン（大型掘削機）による掘進が停止していることにについて、JR東海は経緯や原因を9日に発表しました。JR東海によると、昨年10月に工事の影響を調べるとして「調査掘進」を始めましたが、今年2月から掘進の効果が上がりなくなり3月に掘進を停止しました。「(掘削しやすい便さの土にする)油加脂注入設備の故障」などが原因としています。国土交営がこれを知ったのは前日であり、山添拓参議院議員は本来工事は中止するべきだが国交営はJR倒産をきちんと指導するべきと求めています。

60前に計画されたリニアですが、東京大阪間の人口はh23年には8130万人、完成予定だった2045年には人口減少になり5553万人に。コロナでインターネットのオンライン会議などリアル移動は激減する。全路線の8.6%がトンネル。
事故が起きた場合、南アルプスの真ん中なら立坑まで4キロ傾斜3キロを7キロを歩いて行かなくては出られない。嚴冬期の雪被は全く想定されていない。ベースメーカーなど装着した場合の健闘被害など十分な検証が行われていない。
技術的にも十分な検証がされていないことがなぜどんどん進んでいくのか。

日本共産党は日本共産党は2021年10月7日日本共産党国際会議員団 リニア中央新幹線問題プロジェクトチームがリニア中央新幹線建設事業の中止を決断することを求める提言を発表しています。

2022/8/20 、三島市民活動センター

JR東海・昨年2015年度・今1519年度予算

車両400台・4000km/km走行の原資

1 様々な問題点 2018年6月の黒字。

1) 車両の空調・照明のための電気はどこから? 急速冷却用電力はどの程度必要か?

○従来、山梨実験線で使用している車両は空調設備や照明器具のために先頭車にガスタービン発電機（燃料は灯油）を設置していた。発電機搭載は可燃性の点で問題があった。

○事実、2019年10月7日、山梨実験線車両基地に停車中のリニア試験車両で、作業員が試験データを取得するために「断路器」と呼ばれるスイッチを切り、作業後に再びスイッチを入れたところ断路器から発火するという大事故があり、3名が重軽傷を負った。「火花」と説明しているが、状況からある程度の強い火（3000°Cという情報も）だったとみられる。スイッチを入れた電源は車内照明や空調のためのものだとJR東海は言う。それが事実ならガスタービン発電機に係る火災事故となるが、詳細な原因を公表していない。

○車両火災を回避するため、ガイドウェイから非接触で車両に電気を流す（「誘導集電」方式）改良型車両が2020年春に完成し2022年7月から搭乗客募集。うまくいくかは今後の実績次第。

○リニアは極低温超電導方式であり、出発前に車両に搭載するヘリウムを-265度に急速冷却して液体化して冷媒とする必要があるが、これの使用電力量は公表されていない。

2) リニアの構造的問題：超電導状態が電磁気的または機械的な要因により急激的かつ制御不能な常電導状態に転移するクエンチに陥り、ガイドウェイに激突する危険性や、ヘリウム漏れに起因する車両火災やガイドウェイへの通電不具合で電磁コイルが燃える（宮崎実験線での火災事故のほとんどがこれだ）といった事態は山梨実験線では起ってはいないが、営業走行実績がないリニアの安全性に関わる重要な問題。

3) 原発とリニア：柏崎刈羽原発から高圧送電線が山梨実験線へ福島原発事故前に設置済み、浜岡原発から大鹿村変電所に設置予定

4) 相対走行（すれ違い走行）実験の不足：先行区間18.4kmの実験線は複線であり、相対走行も5両編成で3～4回行われたが、現在の42.8kmに延長した実験線では単線での相対実験は行われず。長い区間しかもトンネル内での16両での相対走行は大丈夫か？

2 膨大な量の工事残土の置き場所

残土処理場所を確定しないままのGoサイン 工事認可の杜撰さ

3 JR東海の財政状況の悪化によるリニア工事遂行への黄色信号

コロナ感染拡大による新幹線利用客の大幅減 赤字に転落

4 大井川の水問題、南アルプスの生態系破壊の問題

○トンネル湧水の全量戻し ⇒ JR東海新たな方法提示

○地下水位の低下による生態系への影響回避

国交省有識者会議第二ラウンド 「生態系への影響」がテーマに

5 おわりに

建設促進期成同盟会への加入問題について

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年9月14日他			
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2022年8月 (No. 119) (119200枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (106200枚)、駅頭配布等 (13000枚)			
発行目的	6月定例奈良県議会の提案、議論（代表質問・一般質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考え方を示し、意見を求めた。 引き続くコロナの感染拡大と原油価格の高騰をうけた物価高騰に対応し、県政生活と健康を守る対策を求め、要望書を提出。数点の対策提案をおこなった。また、委員会での論戦を知らせた。 反社会的なカルト集団である旧統一協会と地方の政治、政治家の関係を追求し、結果的に統一協会の行動にお墨付きを与えることになっていることの責任を追及した。国会議員はもとより県議、市議も参画していることがわかつている。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	81774円	(@2.8円) 106200枚分 × 1.1 (消費税) × 1/4
	印刷代	関西共同印刷所	69850円	119200枚分 × 1/4
	合計 151624円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2022年8月号 (No.119)			

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動履記簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

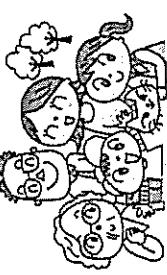
年 月 日	2022年10月17日他			
表題と発行部数	2022年奈良県政暮らしのアンケートビラ（222500枚）と返信用封筒（222500枚）及び後納料金支払い議員分担分			
対象者	奈良県民			
配布方法	全県的戸別配布・ポスティング（222500枚）			
発行目的	奈良県政暮らしのアンケートで県政への願い、身近な困りごとなどを聞き取り、関係当局に要望するため、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行したもので、アンケートビラ、返信用封筒、返信にかかった費用は会派と議員が分担する。（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2022年9月に配布。ただちに返信用封筒（受取人払い）で同アンケートへの回答が返ってきた。質問はコロナ禍の暮らし向き、県政問題（①子育て政策、②若者政策、③高齢者支援策、④公共交通政策、⑤国保、水道など身近な問題・お困りごと）を問うもの。6か月間（23年1月まで）で3200通の返信があった。 奈良国道工事事務所、奈良土木事務所、近鉄、奈良交通、奈良県警奈良署、奈良市、県教育委員会に同アンケートに書きこまれた要望を申し入れ、対策について懇談した。 読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	118442円	430700円（222500枚分）×消費税×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	135025円	491000円（222500枚分）×消費税×1/4
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	35501円	141897円（9月分）×1/4
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	37403円	149503円（10月分）×1/4
	合計 326371円（100%充当）			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する（1/4） 添付資料：奈良県政暮らしのアンケートビラと返信用（長4）封筒			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県政、暮らしあのアンケートのお願い

こんにちは、日本共産党奈良県会議員団です。
みなさんのご意見・ご要望を、県政に反映するためのアンケートです。どう
かご協力ををお願いします。
ご記入いただいたアンケート用紙は、添付した封筒に入れ、郵便ポストに投函くだ
さい(切手は不要です)。また、ウェブでも回答できます。

webアンケート <https://forms.gle/gUca9ucdnN4cXsYR8>



2022年秋 日本共産党奈良県会議員団
〒630-8501 奈良市登大路30 奈良県議会気附
TEL 0742-27-5291 FAX 0742-27-1492
Mail naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp



【3】子育て支援についてお伺いします

- a. あなたが望むことにはなんですか？(回答は5つまで)
①子ども医療費の負担ゼロ ②保育料の引き下げ ③いじめ・不登校問題の対策
④給食費の無料化 ⑤就学援助の拡充 ⑥少人数学級の推進 ⑦学童保育の充実
⑧雨でも無料で遊べる場 ⑨子ども食堂を増やす ⑩通学路などの安全対策
⑪特別支援教育支援員の増員 ⑫子ども発達相談支援センターを増やす
⑬学校の女子トイレに生理用品の配備 ⑭学校のトイレの改善(和式を洋式に)
⑮中高生の通学費補助 ⑯外国籍児童に対する日本語教育の実施
⑰その他()

- b. 公立保育所廃止をすすめる行政の動きについてどう思いますか？
①良いと思う ②問題だと思う ③わからぬ

- c. その他、子育てについてのご意見をお願いします

※回答は、あてはまるものに○を、記述欄は自由にお書きください。

- 【1】あなたの暮らしは新型コロナ前とくらべていかがですか？
①きびしくなった ②変わらない ③わからぬ

- 【4】若い世代への施策について、あなたが望むことはなんですか？
①高校や大学の給付制奨学金制度の創設、学費の値下げ
②校則の見直し ③ブラックなバイトや働き方の規制 ④県立高校の施設改修
⑤その他()

- 【5】高齢者支援、障がい者支援についてあなたの望むことはなんですか(回答は5つまで)
①介護保険料・利用料の引き下げ ②後期高齢者医療費の窓口負担の引き下げ
③年金の引き上げ ④補聴器購入の補助 ⑤特別養護老人ホーム・高齢者施設の充実
⑥介護・福祉施設従事者の待遇改善 ⑦高齢者の雇用促進 ⑧街のバリアフリー化
⑨交流・憩いの場の確保 ⑩買い物支援の充実 ⑪相談や支援の場の充実
⑫避難所のバリアフリー化 ⑬運転免許返納後の高齢者への支援
⑭障がい者就労支援の充実
⑮その他やお困りのことやご要望

- 【2】国や自治体の新型コロナ対策として何を求めますか
①希望者への早めのワクチン接種 ②感染時の医療体制の充実
③事業者や収入の減った人への支援 ④希望者のPCR検査や抗原検査キットの配布
⑤その他()

【6】公共交通についてお聞きします。通院や通学、買い物などで移動する場合、お困りのことを

- 具体的にお聞かせください、
【6】公共交通についてお聞きします。通院や通学、買い物などで移動する場合、お困りのことを

【7】生活に直結する県道・河川・教育・国民健康保険・上下水道など、生活中身近な事を行っているのが、奈良県政です。あなたはどのように感じていますか？

(1)あなたが県政に期待することなんですか？

- ①県道の整備 ②河川の整備 ③保健所の増設 ④教員増員 ⑤上下水道料金の引き下げ ⑥児童相談所の一時保護所の増設 ⑦労働相談など労働行政の強化 ⑧観光施設の増設 ⑨最低賃金の引き上げ ⑩農林業の振興 ⑪地産地消はじめ、農林業の応援、ものづくりの推進 ⑫神社仏閣、歴史的景観の保全 ⑬地場産業の応援、ものづくりの推進 ⑭DVなど女性相談の強化 ⑮水害対策 ⑯水害対策 ⑰その他（ ）

(2)奈良県は、総合防災拠点の整備とあわせ、五條市に2000年滑走路（中小型ジェット機の離発着が可能な大きさ）の建設を予定しています。※配布のビラ参照

- この計画に ①賛成 ②反対 ③わからぬ

(3)奈良県は27の市町村と水道事業の経営を一体化する「県域水道一体化」をすすめようとしています。※配布のビラ参照

- この計画に ①賛成 ②反対 ③わからぬ

(4)その他、県政について要望やご意見をお寄せください

【9】日本共産党県議団は県政とともにに国政問題で、社会保障、消費税減税、気候変動、ジエン

ダーペン平等などを掲げていますが、あなたはどの項目に力を入れてほしいですか？

- a. 消費税を5%に戻すこと ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- b. 憲法9条の改定について ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- c. 核兵器禁止条約に日本も参加する ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- d. 気候変動、再生可能エネルギーの推進 ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- e. ジェンダー平等の推進 ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- f. 大学の学費を半額にしてほしい ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- g. 農業など第一産業に力を入れる ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- h. 医療・介護・保育などケア労働者の待遇改善 ①賛成 ②反対 ③わからぬ
- i. 野党共闘についてどう思いますか ①賛成 ②反対 ③わからぬ

【10】議員にどんなことを望みますか？

- ①税金のムダ遣いをチェックする ②議会の様子や県政を知らせる
- ③日常的に住民の声や相談事をよく聞き、行政に届ける
- ④国の政治へ必要な時はものを言う ⑤毎議会で発言する
- ⑥利権や腐敗をただし、公正をつらぬく
- ⑦その他（ ）

【11】日本共産党県議団について、ご意見やご要望をお聞かせください。

【8】お住まいの地域で、お困りのことや改善の要望などを具体的にお書きください。道路、信号、カーブミラー、樹木の伐採、河川の補修、水害対策などは、下の枠内に略図をお書きください

あなたについて教えてください
年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上
職業 正規勤務 非正規勤務 自営業 農業 専業主夫・主婦 年金生活者 学生
その他（ ）

差支えぬ範囲で、ご記入ください。

お名前 _____

ご住所 _____

連絡先 Tel _____ mail _____

ご協力、ありがとうございました。結果については「奈良民報」号外などでお知らせします。

奈良市登大路町30

奈良県議会内

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村さちほ

6308790

料金受取人払郵便

奈良中央
郵便局承認

2208

差出有効期限
2023年1月31日
まで
切手を貼らずに
お出し下さい

奈良市登大路町30

奈良県議会内

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村さちほ

宛

料金受取人払郵便

奈良中央
郵便局承認

2208

差出有効期限
2023年1月31日
まで
切手を貼らずに
お出し下さい

6308790

第11号様式の7（第5条関係）

政務活動履歴簿（要請陳情）

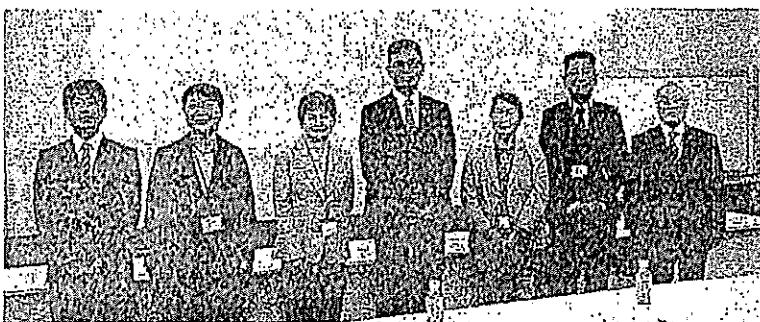
会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年11月16日他				
政務活動先	政府要望（厚生労働省、文部科学省、国土交通省、法務省、文化庁）				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁（衆議院会館でおこなうレクチャー方式）				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	別紙（政府交渉報告） 議員会館はどの会議室も会議が開かれていて、本会議を開く目覚まし時計のようなベルが鳴り響いていました。県議団4人と宮本次郎さん、尾口五三さんの6人で政府交渉。国民健康保険、子どもの医療費無料化のペナルティ廃止、西和医療センター移転問題、自治体をまたがる地域公共交通、学校統廃合などたくさんのことを見たし、政府の考え方をただしました。直接、国に聞くことは大切です。今後の当局への要望、議会質問、県民への説明に活かしたいと思います。（今井光子）				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都一東京（往復）	27290円	84
	京都	近鉄	五位堂一京都（往路）	960円	87
	国會議事堂	東京メトロ	東京一国會議事堂	170円	87
	東京	東京メトロ	国會議事堂一東京	170円	87
	五位堂	近鉄	京都一五位堂	960円	87
合計 29550円（すべて政務活動）					
備考	添付資料：政府5省庁交渉報告				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

2022年 政府交渉 報告

日本共産党奈良県委員会と同県会議員団は2022年11月21日、5省庁に41項目の要求を届け、交渉を行いました。県内自治体で住民の要求実現に活用できる回答がいくつかありましたので、要望書と回答、今後に生かすポイントをお知らせします。今後のとりくみに活用ください。



明朝体 要望内容 ◎各省庁からの回答

参加者：山村さちほ県議、小林てるよ県議、
今井光子県議、太田あつし県議、
宮本次郎前県議、
尾口いつぞう大和郡山市議(県議候補)、
井上良子国政事務所長
近畿ブロック 堀内照史元衆院議員
激励と国会報告：宮本岳志衆院議員
窓口：山下よしき参院議員事務所
於 衆議院第2会館

☆交渉団からの発言、今後に生かすポイント

【厚生労働省】

1. 子どもの医療費について

県の子どもの医療費助成制度は中卒までですが、償還払い制度となっており、手元に現金がないと受診できないと改善を求める要望が強くあります。政府のペナルティをなくしてください。

◎未就学児は平成30年(2018年)にペナルティの対象外とした。すべてでなんらかの助成をしているので国としてもふみきった。課題は大きい。受診率があがる。現在、市町村での医療費助成の実施状況の調査中。

☆奈良市の調査では、ほぼ変わりないというデータがある。実態として増えているわけではない。格差と貧困が広がっており、償還払いとなっているのは国のペナルティがあるから。お金があっても公平に医療が受けられるようにすることを求める。ペナルティには道理がなく、国に改めさせるとともに、県に受診する権利を奪うような償還払いをやめさせるようにする事が重要。

2. 障がい者医療助成を国の制度として実施されたい

奈良県では、心身障害者の福祉医療制度として、身障手帳1・2級、療育手帳A1・A2のみを無料の対象とし、一部市町村では、身障3級、4級まで対象として助成しているところもあります。障がい者医療助成は、国が全国一律の窓口負担のない助成制度として実施してください。県も要望しています。

◎各地域のニーズに合わせて自治体の判断で実施されているものと承知している。国としては障害者自立支援法で支援給付している。☆限定された人とか使えないと求めた →◎要望としてうけたまわる

3. 国民健康保険について

①算定基準の子どもにかかる均等割りの軽減を拡充してください。

◎多子、低所得世帯は軽減している。この4月から未就学児は半額に軽減している。まずはこの運用状況をみたい。

②都道府県単位化で、奈良県は令和6年度から統一保険料を目指しており、市町村に保険料引き上げを促しています。統一保険料を国が促進することはやめてください。

◎2018年(H30年)以降、水準を統一してきた。将来的には同じ都道府県であれば同一となるよう、統一をめざしている。強制するものではない。医療提供体制のちがいなど、地域の実情に応じて、ていねいにすすめていただきたい。令和6年度に統一をめざすというのは奈良県と大阪。奈良県は全国的にも早い。

☆統一保険料は法定化されていない、ということを確認。しかし保険料を決めるのは市町村としながら、法定外繰り入れをしたら減額されるなど、国が統一化を旗振りするのは矛盾している。大阪と奈良の突出ぶりはあきらか。現場でのたたかいに生かす。

③運営方針では、減免についても、市町村長の裁量で減免できる規定を外すことを求めています。本来、保険料や減免規定など決定権限は市町村にあり、このような強制は許されないと考えますが、いかがでしょうか。

◎減免の基準、決定は市町村にある。統一化は強制ではなく、「のぞましい」としている。

☆今は減免はほとんど認められていない。市町村が決定者というが、現場に徹底をしてほしいと求めた。

④これ以上、保険料の負担を増やさないために、国庫負担金を増額するよう求めます。

◎H30年から統一化を推奨。国から3400億円を投入。今後負担増にならないよう公費のあり方を考える

⑤移送費用の基準が厳しく、利用の範囲が狭いため活用できません。改善してください。入院中に転院が必要な時や施設からの入院する場合など利用したくても、利用できません。

◎移送費は医師の指示によって利用できる

4. 大腸がん・膀胱がん患者等の排泄管理支援用具の給付基準額の引き上げを求める

若年がん患者向けに、在宅療養費用の公的助成をもとめます。AYA世代のがん患者が少ないため治療方法の遅れがあり、高齢者に比べて進行が早いがんが多く、就労が困難になった時、在宅療養費用が大きな負担となっています。40歳以降では介護保険制度（公的負担制度）がありますが、AYA世代にはこうした制度はありません。経済的な負担軽減のための助成を要望します。

◎具体的な給付内容は自治体で決めることができる。若いガン患者の対策は議論をすすめている。意見は聞いていい。☆排泄管理支援用具は、具体的な支援のあり方はまったく市町村の裁量である事を確認。現場のたたかいに生かす。

5. コロナ対策について

①医療機関が、引き続き病床確保ができるように、国の病床確保のための財政支援は縮小せず、継続してください。

→◎今週中をめどに見直すと発言、コロナ病床確保のための緊急包括支援交付金について、減額の調整措置を見直す事務連絡が21日に出された。

②高齢施設・障がい者施設での頻回のPCR検査費用の公費負担の継続をしてください。

◎9月9日の事務連絡でPCR検査や抗原定量検査キットを全額公費で行えるようにした

☆高齢者施設等でのPCR検査の頻回調査は全額公費というものの、交付金に限りがあるなど限界も明らかに。さらに国に求めていく

③保健所増設等への支援

奈良県では、保健所が6か所から4か所に減少。（保健師数も人口10万人当たり41人全国37位）コロナで過労死ラインを超える過重労働が蔓延、改善のために非正規雇用職員を増員して対応していますが、正規雇用を増やし、保健所の増設が必要です。国の責任で保健所増設や職員増に財源を確保してください。

◎感染症対応の保健師は、2022年（令和4年）までに900人増員（全国）。自治体からの声にもとづき、実態把握をしている。1994年（H6年）に地域保健法改正以降、統廃合がすすんだとみている。国として、法改正で人口あたりなどの基準がなくなり、新たにつくるのは難しい

6. 加齢性難聴の補聴器購入に補助制度の実施をもとめます

補聴器の利用は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。県内では、斑鳩町、三郷町が独自に一部補助として2分の1、限度額2万円を実施していますが、十分ではありません。国として補助制度を実施してください。県内3市、5町で加齢性難聴者への補聴器補助をもとめる意見書を採択しています。

◎重要性は認識しているが慎重に議論したい。令和元年に国立長寿医療機関に難聴と認知症の因果関係の研究をし

たが、因果関係がないという調査結果が出た。引き続き調査してもらっている。

☆白内障の眼内レンズも保険適用され、生活改善につながった、と求めた。

7. 生活保護制度について

①医療機関受診時の交通費の支給が立て替え払いになっていますが、現物給付にしてください。

◎必ずしも事後でなくてもいい。事前に概算払でも可能

☆必ずしも当事者が立て替えなくてもいい。現場で生かす

②温暖化で猛暑が続いている中、保護世帯では、エアコンの設置費用や買い替え、修理費用が出ません。また電気代を節約して体調を崩すなど、命に係わる問題です。夏季加算の創設、エアコン設置・修理費用の支給をしてください。

◎保護費の中でやりくりしてほしい。調査結果(H26年)では夏期に電気代が増えていない。

☆電気代は節約している、改善を求めた

③生活保護基準の引き上げをもとめます。

◎消費動向に応じて基準部会で5年に1度見直している

☆コロナ禍という状況を踏まえてほしいと求めた。

8. 介護・福祉従事者の待遇改善を求める

党県議団が行った県政アンケートでは、高齢者・障害者対策で従事者の待遇の改善を求める多くの声が幅広い年齢の方から寄せられました。「福祉・介護職員待遇改善臨時特例交付金」は、時限的なものとなっています。恒久的な待遇改善を求める。

◎待遇改善は重要。2月から3%引き上げる措置をとった。10月からは報酬に組み込んで同様の措置。費用の使途の見える化をしていきたい

【文部科学省】

1. 学校給食について

①憲法で義務教育は無償とされています。学校給食の無償化を国として進めてください。

◎地方創生臨時交付金でこの間の物価高騰に対応する6000億円を交付した。

②また、県では、学校給食に地場産小麦の使用を進めるために小麦の作付けや品種改良も行っています。食材費の国支援を求める。

◎農水省に地場産物を活用する事業がある。文科省には学校と生産者のコーディネーターの配置をする予算を令和5年度で要求中。3分の1補助、申請して交付する。

☆現場で生かす

2. 教職員の増員

①県内小中学校の教員不足は深刻となっています。令和4年度4月時点で担任が決まらない学級は55学級、6月1日現在で38学級。8月1日現在で49学級となっています。教職員を増やすように定数を改善してください。

◎免許を持っている人の掘り起こしをすすめている。働き方改革や採用試験の改善など12月に答申が出される。

教師を目指す人を増やしていきたい。校長・教頭・副校長が担任に入っているのは2021年5月1日調査で小学校53にのぼる。京都府では産休代替が年度途中に起きた場合は4月から任用している。自治体でそういうことをやる場合は、支援している。4月からなら人を確保しやすい。

②スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが非常勤雇用で、数校をかけ持ちしています。県立高校44校を担当する常勤は1人のみです。中学校は年間17日のみ派遣、小学校は現在20校のみ対応。児童が気軽に相談できない、夜

間の相談時には手当が出ないなど、相談者もワーカーも困っています。常勤の配置ができるように、国の補助を増額してください。

◎今の国庫補助では確保できないとの声をいただいている。拡充をはかるため、スクールカウンセラーは来年度プラス 20 億円の計 75 億円、ソーシャルワーカーはプラス 8 億円の 21 億円の予算の増額を要求。令和 5 年度拡充でしっかり支援していきたい。

3. 小学校の規模適正は柔軟に

小学校の統廃合が、学校規模適正化方針に基づいて進められていますが、国の基準は、1学年1学級100人以下が対象になっています。しかし、現在では小規模校の教育効果が高いことが認められるようになり、機械的に統合を進めるのではなく、地域に見合った柔軟な対応を認めてください。また基準を見直してください。

◎設置者である自治体の判断である。学級数のみではかるなど機械的にすすめるのではなく、地域づくり、街づくりもふまえ実情に応じて市町村が判断してほしい。

☆国の基準を理由に閉校しようとしているケースをのべた。必ずしも学級数だけで見ないことが明らかに。現場でのたたかいに生かす。

4. 高校生の通学費補助を

奈良県では、高校統廃合によって公立高校の数が減少し、遠距離通学せざるを得ません。特に県南部、東部のバス代は高額なものになります。交通費の負担軽減のために、国としても支援を実施してください。

◎高校生には離島しか支援はない。各都道府県で適正に。義務教育の場合、小学生 4km、中学生 6km の場合、スクールバス購入費用やバス定期代、業者への委託費用など市町村が行うものに 2 分の 1 の補助をしている。

☆実施している県などの経験の横展開と国の支援のあり方の研究を求めた。

5. 県独自の奨学金へ国の支援を

若い世代の学びを応援し、県内定住を促進するために、奈良県独自の大学生・給付型奨学金制度をわが党は提案しています。この制度は、経済的に厳しい環境にありながらも学ぶ意欲をもつ奈良県出身の大学生に対し年間授業料に匹敵する 60 万円を 4 年間支給し、卒業後奈良県内の事業所に就職する、あるいは定住した場合に返還を免除するもので、1 学年あたり 50 名、4 学年で 200 名分の奨学金の創設を提案しています。こうした制度に対して、国の支援を求めます。

◎国としても支援している。内閣官房と総務省で一部、特別交付金(税)で措置している。県だけでなく、市町村でも同じ。☆生かしていく

【国土交通省】

1. 地域公共交通対策

地域の公共交通として役割を果たしている民間バス(奈良市など・奈良交通)が経営困難からバス路線の減便を進めて住民の移動が困難となっています。維持できるように、国の支援を求めます。

◎奈良市は中核市なので補助対象にはならないが、地域公共交通活性化法で地域公共交通利便増進計画を自治体が立てれば、補助対象になる。バス事業者への支援はコロナ対策でも令和 4 年度補正予算で求めている。

☆奈良交通が奈良市で 6 路線廃止、9 路線減便する計画を奈良市に出し、住民の利便性が損なわれると国の支援を求めた。奈良市での取り組みに生かす

2. 浸水想定地域に指定されている地域への、災害拠点病院の建設計画について

西和医療センターの移転計画が進んでいます。現在、三郷町の高台にありますが老朽化が激しく、現地建て替えか、移転かのパブコムもないまま王寺駅前に移転の方向が進んでいます。この予定地は昭和 57 (1982) 年の大和川大水害で水につかり、10 メートルから 5 メートル、1 日から 3 日間の水害が発生し、鉄道も道路も使えなくなった場所です。西和医療センターは奈良県の災害拠点病院と位置付けられていますが、ハザ

ードマップでも 5 メートルから 3 メートルの水がかかる浸水想定区域となっています。災害時に使えなければ意味がありません。大和川は平成3(1991)年 12 月 24 日から特定河川となりました。

貴省においては、厚生労働省と連携して医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握を実施しているところです。その中で、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に推進に関する法律」に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設の実態把握を、各都道府県に求めているところです。

については、上記実態把握の主旨、目的についてご教示いただくとともに、浸水想定地域など災害の危険のある地域への災害拠点病院建設についての是非について、貴省の認識をお示しください。

◎浸水想定地域は要配慮者が利用する施設や病院で迅速な避難のための計画づくりと訓練の実施が義務化。災害時には避難確保が必要な場所。病院などの建設を一律に制限するわけではない☆危ない場所に災害拠点病院をつくることは災害時に役立たないのでと求めた。水防法や土砂災害防止法で当該区域の病院などは避難確保計画、訓練実施の義務づけがされたわけで、事がおきれば逃げなければならない地域。おのずと「災害拠点」にならなことが浮き彫りに。

3. 水害対策

近年、全国各地で集中豪雨による災害が発生しており、大和高田市とその周辺においても浸水被害が頻繁に起こり、深刻な現状となっています。県と市においても高田土木事務所の駐車場に雨水貯留施設の設置など計画されていますが、都市型水害を防ぐには更なる対策が必要と考えます。

①大和高田市曾大根、葛城市東室を通る国道 24 号線に降った雨水が水路へ流入し、わずかの降雨量でも下流域の大和高田市東中、大和高田市栄町地区内において溢れ出す状況です。葛城市東室を通る国道 24 号線の高架下における雨水貯留施設の実現を要望します。

◎市として必要な箇所であれば設置のために貸すことはできる。

②大和川の「特定都市河川」の指定により、補助率が引き上げられましたが雨水貯留施設の候補地が具体的に確定していない場所も存在します。そこで国からの内水対策への重点的な支援を引き続き行うことを求めます。

◎大和川は特定河川第 1 号で全国の先頭を走っている。指定すればしっかりと支援していきたい。特定河川になれば街づくり側にも規制がかかる。計画を立てるのは県になる。

③国道 165 号線の大東町から近鉄大阪線踏切のあたりで今年の夏、ゲリラ豪雨による浸水被害が発生し、沿道の工場の機械が水没し、故障するという被害が出ています。近年のゲリラ豪雨に対する国道の雨水対策を講じられるよう求めます。

◎隣地の土地が排水できないようになっていたため、開発者に県が指導している。

4. 通学路の改善

近鉄築山駅南側にあたる国道 165 号線近鉄築山駅前交差点以北の国道沿いの通学路について、これまで危険な通学路として地元から改善の声が寄せられています。対策を講じられるよう求めます。

◎ 10 年前におこなったもので、なるべく早く対策したい

【法務省】

旧奈良監獄について

1. 進捗について

奈良少年刑務所であった旧奈良監獄は、建物の老朽化、耐震不足が問題となり、2017 年 3 月 31 日に廃止

され、すでに5年以上が経過しています。史料館やホテル建設の予定は、当初計画よりかなり遅れており、保存に尽力した人や近隣住民から、工期の遅れや建物の状態について心配の声があがっています。重要文化財としての建物や旧奈良監獄、少年刑務所として果たしてきた歴史的役割を後世に伝えるために、建物の耐震化と史料の保存・常設展示を貴職が責任をもって対応されることを求めます。進捗状況と見通しについて明らかにしてください。

◎耐震改修は現在3寮まで完了。1月から工事を再開する。令和7年度オープンの予定。初めてのケースで難しい工事だった。屋根があるので、鉄骨を上から入れられずああいう耐震工事はほぼ初めて。遅れたのは、そういうことと、資材費の高騰などでが理由。建物を後世に残していくということで懸念は要望されていることと同じ思い。ホテルは維持管理にお金を出してもらうことが目的。補助金は国65%、県4%である。残り31%がSPC。県の窓口は奈良公園室。史料室について市の事業をやめたのは指定管理者制度を活用することになったから、SPCが請け負う。奈良市は鴻池運動公園と一体で活用したいよう。☆治安維持法の歴史、ともすれば迷惑施設になりかねない刑務所が地域の人から愛され、建物や果たしてきた役割など、歴史的建造物の保存と歴史の継承について、法務省が責任を果たすことを再度確認した。

2. 史料館について

史料館に保存・公開する史料について、同刑務所が一般の受刑者とあわせ、平和と国民主権、生活擁護を主張した多くの先人が治安維持法のもとで収監された刑務所であったことを明確にし、先人の収監時の刑務所での生活の実態とそれぞれの先人の関係資料(史料)等を保存・展示するコーナーを常設設置し、来訪者に対して積極的に案内を行う措置をとってください。また、戦後の少年更正教育の歴史を語る史料館としてください。旧奈良監獄の保存に尽力した「宝に思う会」等関係者の意向を丁寧にくみとり、史料の保存や運営に生かしてください。

◎史料館はPFI事業でSPCに構想をお願いしている。SPCから委託する事業者は小学館集英社プロダクトという教育コンテンツをつくっている会社。30年間の予定。治安維持法など、要望は伝えているがまだ内容は白紙で引き続き努力していきたい。

3. 旧奈監獄敷地内の草刈りなどがされないままになっています。ボランティアで草刈り等の作業を行っても良いという方もおられるので、そうした市民の力もかりて、法務省として柔軟に対応してください。

【文化庁】

国営公園整備の際の基本的な方針として文化庁がとりまとめた「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」(2008年)では、平城宮跡の近鉄線について『宮跡内の移動動線や景観の観点から支障となるため、移設などを含め将来のあるべき姿について関係機関で協議・検討を進められる』としています。ここでは、近鉄線の存在が動線や景観の「支障」と認識した上で、それへの対応として「移設等」の対策の協議・検討を関係機関に要請しています。

①上記文化庁の「推進計画」の具体化の一環とも言える近鉄線移設設計画について、奈良県などの協議・検討の内容を文化庁としてどのように把握されていますか。また、上記「関係機関」というのは文化庁も含まれると考えますが、見解をあきらかにしてください。

○文化庁には相談されていない。2021年(令和3年)3月の報道以外はわからない。影響があるのであれば長いスパンで。今の時点で近鉄や奈良県にということはない。関係機関に文化庁は含まれる。

②これまでの平城宮跡周辺の木簡の出土は、代表的なものだけでも長屋王木簡が3万5千点、二条大路木簡が約7万4千点確認されています。10月末、今の和歌にあたる「倭歌(やまとうた)」と記された木簡が見つかり、奈良文化財研究所は「日本古来の歌を『やまとうた』と記した最古の例になる」とし、最古が100年さかのぼった事例もありました。歴史的学術的に極めて重要な平城宮跡の近隣区域で地下トンネルを掘る工事は貴重な埋蔵文化財を消失しかねない危険があります。木簡など埋蔵文化財を保護する地下水に影響が予測される現状変更は認められないと考えますが、文化庁の所見を明らかにしてください。

◎都市開発については必要に応じて対処していく。着工20年後、完成40年後ということでこまかいところまでつかめていない。世界遺産は係が違う。保存管理計画は奈良県がつくることが望ましい。

☆奈良県は2028年(令和10年)に計画を決定したいとしており、貴重な埋蔵文化財が壊される危険をその前に止める取り組みが文化庁としても必要ではないか。世界遺産委員会には報告しているのか?平城宮跡の「保存管理計画」が「10年前につくる」とされているにもかかわらず、まだ策定されていない。早くつくられたい。

平城宮跡の近鉄移設は、文化庁は報道程度しか知らないとしたが、基本構想推進計画で謳っている当事者であり、そもそもつくらなければならない保存のための計画すらないまま、公園の整備を進めている問題など指摘「受け身でなく、関心をもってみていきたい」と答弁させた。

医療の不公平改めよ

党奈良県議団・県議候補 41項目の要望

日本共産党奈良県議団
員会と同県議団は21

田、山下先生参院議員
事務所を巡回し、山村
を訪ね、小林であるよ

今井光子、太田あつ
しの県議職と重本次
郎議員、西口ひづき
う大和郡市議(眞誠
信輔)が政府の算下に
当選の結果を慶祝して
握手を交換しました。

交換しました。

子どもの医療費助成

に国がペナルティーを

かける問題では、「窓

口立て替手払いをやめ

ても受診料は増えて

いませんといふ自治体の

調査がある。お金のあ

るなしで必要な医療を

かかれないと不公平を改

めよ」と求めました。

医療保険制度を県

の運営をめぐる問題では、保険料な

どは不公平を改めよ

と求めました。

ば、補助の対象とな

ると回答。党県議団

の運営に応じて市町村

が判断できるとの回

答を掲載した。

奈良市でバス路線が

縮小されよとしてい

る問題で国交省は、

ば、補助の対象とな

ると回答。党県議団

の運営を継承せよと求

めました。

日本共産党奈良県議団が

参加者を激励し国交省

へ問い合わせた。

問題でも後世に歴史

的運営を継承せよと求

めました。

日本共産党奈良県議団が

県民要求実現へ国は支援を

奈良県委
県議団

5省庁に41項目を要望

党奈良県委員会と同県議団は21日、政府交渉を行い、厚労省、文科省、文化庁、国交省、法務省の5省庁に41項目を要望しました。

山村さちほ、小林てるよ、今井光子、太田敦の各県議と宮本次郎前県議、尾口いつぞう大和郡山市議（県議候補）が参加しました。

厚労省では、奈良県は2024年度に国保料の県統一化をめざしていますが、24年度を目指しているのは大阪と奈良だけで、県の突出ぶりが明らかになりました。国は「強制するものではない」と言いながら、統一化をすすめています。しかし統一化は法律で定められているわけではありません。一方で、市町村によって医療資源や被保険者の構成の違いがあり、保険料の決定権は市町村にあることは法律で定められています。交渉ではこのことを確認。県の強引な統一化を許さないたかに生かすことにしています。

バス路線維持、県奨学金支援など願い実現の手掛かりも

奈良県下では、学級数が12～18が「適正」とし強引に小学校の統廃合が進められています。文科省は、学校が地域のコミュニティの中心になっており、必ずしも学級数だけを機械的に見るのでなく、地域の実情を踏まえて判断すべきと回答しました。

国公省では奈良市の山間部でのバス路線の維持など地域交通への支援を要望。中核市である奈良市は対象ではありませんが、利便増進計画を作成すれば補助の対象になることが明らかになりました。

このほか、県議団が県民の要求実現へ掲げている県独自の奨学金制度や学校給食への地産地消をすすめる際に使える国の支援メニューも明らかになり、県議団は、議会での論戦と運動に生かし、統一地方選挙勝利、さらなる要求実現へ力を尽くすとしています。宮本岳志衆院議員が参加者を激励し、国会報告しました。

コロナ病床確保の支援金削減を見直し 政府交渉での要望実る

コロナ病床確保のための緊急包括支援交付金についてこの日の交渉で、厚労省は10月から始まった減額の調整措置は見直しを明言。この日、事務連絡を発出しました。

同交付金については、この間の兵庫、滋賀の政府交渉で取り上げてきました。国は交付金の支給を来年3月まで延長する一方で、10月から、診療収益がコロナ前の1.1倍を超え、病床使用率が50%未満の医療機関に対し、減額をするとしていました。この間全国からの批判もあって見直しを迫られました。

事務連絡は「地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関」「構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保・運用する医療機関」「都道府県知事がそれらに類する特段の事情があると認める医療機関」など、都道府県知事の判断で調整の対象としないことができるとしています。この問題は、15日の参院厚労委員会で倉林明子参院議員も取り上げました。



厚労省に要望を提出する奈良県議・候補(21日、国会内)

22近畿ブロック事務所ニュース

Tel06(6975)9111 Fax06(6975)9115

【府県・地区・地方議員御中・部内資料】

No.32(2022.11.22)



2022年政府5省庁交渉

(衆議院会館会議室:レク方式で厚生労働省など5省庁)

2022・11・21 日本共産党奈良県会議員団

第11号様式の9（第5条関係）

政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2022年11月19日		
場所	王寺町やわらぎ会館多目的ホール		
会議名	県政報告会＆要求懇談会 in 北葛城郡		
相手方（人数）	北葛城郡を中心に地域住民80人		
開催目的	日本共産党県会議員団の4人の県会議員が、自らが所属する常任委員会の分担にそって県政報告をおこなうとともに、要求懇談した		
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<p>4人の県会議員がそれぞれに分担し、「奈良県政を丸ごと報告します」と銘打ち、県政報告会を開催。その際、共産党の県会議員全員が揃う場でもあり、県政に対する要求懇談をおこない、政策的課題、地域要求を聞き取った。</p> <p>県政諸課題についてパワーポイントを使用し、丁寧に報告し、また県議会で議論になっていることをリアルに報告した。</p> <p>要求懇談では多くの願い、要求が出された。</p> <p>これらについては、県議会での質問や関係機関への要望書にまとめ、要望した。また、議会論戦に活かした。</p>		
開催に要した経費	項目	金額	内訳
	会場費	4800円	王寺町やわらぎ会館多目的ホール（議員4人が分担 $19200\text{円} \div 4 = 4800\text{円}$ ）
	合計 4800円（すべて政務活動）		
備考	添付資料：県政報告＆要求懇談会 in 北葛城郡案内チラシ、開催の様子（写真）		

注 会議の次第や資料等を添付してください。

県政の異常をたたずまず日本共産党奈良県議団

力あわせて奈良県政をまるごと報告します

奈良県議会 & 奈良市議会

どなたでも参加いただけます
お問い合わせで
ご参加ください

とき／11月19日（土）午後2時開会
ところ／王寺町 やわらぎ会館 研修室（3階）
王寺町王寺2-1-18 王寺町役場西となり

の民衆の意見を
中で意見を
議論する。
議論してどうぞ。
議論しながらじ
オールを以て議論し
かい議論のため
議論する。



4人の県議団そろって県政報告会＆要求懇談会 in 北葛城郡
2022年11月19日
王寺町やわらぎ会館多目的ホール



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動信録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2022年12月7日他				
表題と発行部数	'みっちゃんの宅配便' 今井光子議員の県議会だより 2022年11月号 (42190枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込(24600枚)とポスティング(15590枚)、街頭配布等(2000枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 9月議会で代表質問にたち、旧統一協会と奈良県政や政治家との関係を明らかにするようせまり、同被害者を救済するため、県に相談窓口をおくよう提案。知事は「検討する」と答えた。 また、問題だらけのリニア中央新幹線の大阪までの延伸に血道をあげる知事に、問題点を指摘し、あらゆる計画を見直し、巨額になる県負担金の節減に努めるよう進言した。 この間、取り組んだ県政暮らしのアンケートの3200通の返信の結果をまとめ、関係機関に申し入れをおこなうとともに、広く県民に知らせた。 引き続き、県民の意見、要望を聞き、議会活動に反映する。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	213400円	42190枚分	95
	新聞折込代	奈良産経企画	75768円	@2.8円×24600枚×消費税	92
	ポスティング代	奈良産経企画	42358円	@2.47円×15590枚×消費税	108
	※100%充当 合計 331526円				
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子の県議会だより 2022年11月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

北葛だより

まつやんの字面便

今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県会議員団
奈良市登大路町30奈良県議会内 Tel 0742(27)5291
今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel&Fax 0745(55)8725

今井光子のホームページ

今井光子

檢索

9月県議会 今井光子県議が代表質問

統一協会被害者救済相談窓口設置を 知事「検討したい」と答弁

9月20日、県議会本会議で今井光子県議が代表質問。県がこれまで統一協会とのようなかかわりがあったのか、県政とのかかわりを今後一切断ち切るとともに、被害者の相談に寄り添う相談窓口設置をと求めました。

知事は、統一協会関連団体主催の自転車イベント（「ピースロード」）にメッセージを送り、県が主催する「大和川一斉清掃」活動に統一協会の教会支部が参画するなどかかわりがあったことを明かしました。そして、今後は各種行事の出席や後援などを求める団体に対して、『社会的に問題がないかよく調査して慎重に検討する』と答弁。被害者に寄り添う相談窓口の設置についても、「検討したい」と述べました。

知事が「ピースロード」にメッセージを送ったのは2019年～21年の3年間。今井県議が「2019年は知事選挙の年だったが、統一協会から選挙ボランティアのお礼ということはなったのか」との再質問に知事は「一切ありません」と答弁しました。

ル参照)をあげ、見通しのないリニア中心ではなく、今困窮している県民に寄り添った対策をするべきと、抜本的見直しを求めました。

うがつた対策をする」と、日本丸の発言を止めました。
知事は、「岸田総理も環境アセスを前倒しておこなうと言っている」「リニアについて今は今井議員より自分（知事）の方がよく知っている」「日本の鉄道で計画されて開通しなかったところはない」などと答弁。強引にすすぐる考え方には固執しました。

* 公共交通対策特別委員会（今井光子委員長）では静岡県にリニア問題で調査に行き、多くの課題を委員で共有しました。

クラスターが発生してからの検査実施ではなく定期的・頻回実施のPCR検査を公費で

新型コロナ対策では第7波で、医療機関や高齢者、障害者施設のクラスターが多発。施設でコロナになってしまっても入院できず医療も受けられずに亡くなるということが起きました。クラスターが発生してからのPCR検査実施ではなく、頻回に定期的な検査を実施するべきと求めました。

問題だらけのリニア中心の「都づくり戦略」で大丈夫?

2037年に東京—大阪間を67分で結ぶ夢の超特急・リニア中央新幹線があると15年でできるとの見通しをもとに、荒井知事は①奈良市付近駅の誘致、②新駅から関空まで新線で結ぶ、③リニアのトンネル掘削で土を五条まで鉄道で運び県の広域防災拠点施設に併設する2000m²滑走路建設に使って谷を埋めることを、新「都づくり」の骨格にした構想を打ち出しています。

関空までの鉄道新線建設は総事業費約1900億円、2000年春滑走路付
近域防災拠点施設建設は約720億円の巨費を投じる
超大型公共交通です。

リニア新幹線構想は名古屋以西はまだ何も決まっていません。

- 莫大な建設費・維持費
- リニア沿線人口は17%減
JR東海「採算が合わない」(2013.9社員研)
JR東海 赤字経営に転落(2021年1月期決算)
- 莫大な建設費・維持費、4) リニア沿線人口が17%減
(JR東海は赤字に転落)、オンラインなどニーズの減、5) 新幹線の4倍の電力消費など「リニア計画の問題点」(上資料・会井議長が質問で使ったパネ

リニア計画の問題点

- 甚大な環境破壊
大井川水問題（持持续）
 - 大深度地下トンネルは危険
地上部の落盤事故（東京・高川）
 - 莫大な建設費、維持費
 - リニア沿線人口は17%減
JR東海「採算が合わない」（2013.9.22基調）
JR東海、安芸宇摩駅付近（2013.9.22撮影）

西和医療センター 住民の声をよく 聞いて

西和医療センターの建て替え
計画が進んでいます

リストに挙がっている王寺駅
前は昭和57年に大水害があり、
鉄道も道路もストップしました

今井県議は、災害拠点病院を「浸水想定地域」につくることは大問題だと指摘。現地建て替えと移転の場合とどうなるかについて情報の全面公開で、住民の声を聴いて行うべきだと迫りました。

王寺駅前で決定しているのかとの質問に知事は「まだ決まっていない」と答えました。



映画「教育と愛国」を見ました★2012年、当時下野していた安倍総理とその後維新の会の代理になる松井一郎氏が、「政治の力で教育を変えよう」と握手をかわすシーンがありました★政治家が強い関心を持つのが「歴史」と「道徳」です。「戦後教育」は戦争に協力した反省から権力から距離を取り、自由を重んじて、独立性を尊重しました★その後、教育基本法が改正され、道徳が教科になり、教科書検定ではこれまで広く使われてきた教科書会社が倒産して、「従軍慰安婦」が「慰安婦」に、「強制連行」が「徴用」に書き換えられました★こうして背景に、旧統一協会などの介入があったことが明らかになりました。今日この頃です。齋加監督は舞台あいさつで「口シアの憲法が立憲主義から改訂されたのが2010年。12年後にウクライナの戦争。日本の安保法制の強行採決が2015年。すでに7年★『専守防衛』が形骸化され、軍学共同研究の推進、日本学術會議の任命拒否。いま基地攻撃など岸田政権は憲法改正にまつしぐら★教育についてもと、語ろうと話しました。軍事費を削って暮らし福祉教育の充実を一今こそ声を大に」でした。

願いがびっしり書き込まれた3200通超の返信がありました。願い実現へ全力で取り組みます

県政アンケートへのご協力ありがとうございました。

コロナ禍や物価の高騰で暮らし向きが厳しくなり、子育て支援では「子どもの医療費を無料に」また、高齢者では「介護保険料や利用料の引き下げ」「年金の引き上げ」など切実な願いを寄せていただきました。

また、地域の要望として「ガタガタの道路を整備してほしい」「カーブミラーの設置を」などのご意見もいただきました。

これらのご意見をしっかりと受け止め、取り組んでまいります。

[アンケートの中で具体的な声として寄せられた内容]

- 生活道路の改善が一番の希望なのです
- が、合わせて県道の整備を期待します。
- 道路について歩行者、自転車、車いす、シルバーカー利用者に使いやすい設計にしてほしい。
- 水道料金が高い。
- 介護施設で働いているパートさんの給料を上げてほしい。
- 高校生までは修学支援があるが大学で

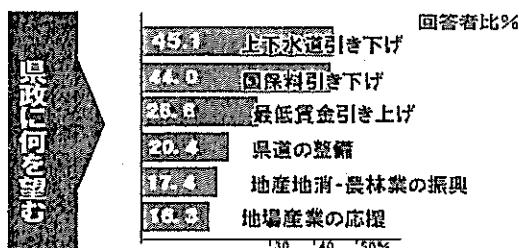


回答者比%	希望をとどめた項目
52.7	介護保険料の引き下げ
15.7	年金の引き上げ
14.8	兎狩直樹後の移動手段支援の充実
10.5	特養ホーム等高齢者施設充拡
5.0	後期高齢者医療窓口負担引き下げ
3.7	介護従事者の待遇改善

は支援が少ない。奨学金という名の借金を子どもに背負わせないような政策をお願いします。

- 地域をきめ細かく回るバスをもっと多くしてください。
- 道路は整備されていない。車で走ってもどこもガタガタしている。
- カーブミラーを大きく、見えやすいものにしてほしい。
- 住宅地内の道路の補修を。車の方向転換など激しく、道路が剥がれたり掘られてしまい水がたまる。

●北葛城郡4町の返信数は493通(2022年11月10日現在)です



代表質問

平群町のメガソーラー防災対策を急げ

平群町の巨大メガソーラー開発は樹木の伐採が行われ、防災調整池も設置されず、雨が降ると下の住宅に泥水が流れ込み住民の不安が広がっています。

県は調整池設置などの防災対策実施を「6月までには」「9月までには」とどんどん実施時期を遅らせてきましたが、その理由説明もありません。甲子園球場12個分のこの巨大開発は、申請書の9割に虚偽記載があり工事が中断しています。大雨の時に水は龍田川から大和川に流れ込むことになり対策が急がれます。

生徒の意見書を全会一致で採択

共産党が提案したインボイスの適用をシルバー人材センターから外すことを求める意見書が全会一致で可決しました。

マイナンバーカードの強制やめて 健康保険証廃止＝マイナンバーカード普及 を強制する補正予算に反対

奈良県議会9月県議会補正予算は国のコロナ対策を受けたもので、学校給食の食材高騰分の補填、ガソリン代や光熱費の支援が主なものです。

それは必要ですが、マイナンバーカードの普及促進費1100万円が含まれていました。本来任意とされていたマイナンバーが強制され、健康保険証の廃止や、自治体の普及率を競わせて地方交付税の配分を決めるなど、上からの強制することに反対意見を述べ、補正予算に反対しました。



子ども医療費助成制度で、病院の窓口でかかった医療費を立替払いをする現在の制度を支払い無しの制度に変え、対象年齢を高校卒

業までに拡充することを求めて、要望署名運動がスタートしました。
(上写真：関係団体の皆さんが県に要望書を提出)

県政暮らしのアンケート

は支援が少ない。奨学金という名の借

金を子どもに背負わせないような政策をお願いします。

- 地域をきめ細かく回るバスをもっと多くしてください。
- 道路は整備されていない。車で走ってもどこもガタガタしている。
- カーブミラーを大きく、見えやすいものにしてほしい。
- 住宅地内の道路の補修を。車の方向転換など激しく、道路が剥がれたり掘られてしまい水がたまる。

●北葛城郡4町の返信数は493通(2022年11月10日現在)です

回答者比%

回答者比%

文教暮らし委員会で教員不足問題、校則の見直し、給食費無償化をすべての学校でなど、取り上げました。

教員不足の解消を

海外では一人何単位の授業を持つかで教員と契約。日本は教材準備時間を削減して授業に入っている少人数学級となっています。

今井 学校の先生の生理休暇が取れない。

教育長 実態調査を検討したい。

8割の学校で「校則」見直しが進みました

今井 生徒に説明ができる校則に「ツーブロック禁止」「下着や靴下の色の特定」などがあり、これらについて見直しを求めてきましたが、奈良県の校則の見直しの進捗はどうか。

教育研究所所長 2021年5月、学校会で各学校で見直しをするように、また続けるなら生徒によく説明をと伝えた。その後、県立学校7校中29校で校則の見直しが行われた。



給食費の無償化を

今井 食材の高騰分の支援は予算化されたが、県下の自治体では8村で学校給食無償化がされています。そして今、コロナ対策として期間を切って無償化負担軽減対策が進んでいます。未だ実施されていない県立の特別支援学校などの給食費は負担無償にするべきです。

健康安全教育課長 施設などは(給食費無償化事業は)補助対象だが学校の食材費は保護者の負担となっている。

今井 憲法では義務教育は無償とするとなっていて学校給食法施工時の文部次官通達でも食材費を負担することを禁じないとされている。「食育」の給食は無償化するべき。

給食費の徴収は行政で

今井 2018年11月4日、文科省は給食費の公会計化の通達で、学校の負担軽減のため行政が直接徴収するよう文科省の通達がおりている。給食費が支払えない場合生徒も教師もストレスになる。行政が徴収するように改善するべきではないか。

健康安全教育課長 県内の20自治体が公会計になっている。負担軽減のためにもアンテナを張って学校の負担軽減に努めたい。

文教暮らし委員会

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2022年12月7日他			
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年11月（NO. 120） (112370枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込（101700枚）、駅頭配布等（10670枚）			
発行目的	9月定例奈良県議会の提案、議論（代表質問、予算委員会他）、実施した県民アンケートの結果を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 9月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、予算委員会などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考え方を示し、意見を求めた。 8月から実施した県政暮らしのアンケートには短期間に3200通を超す返信があった。各項目の集約をおこない、関係する行政機関や企業に要望をおこなったことを報告し、かつアンケート結果を広く県民に返した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	78309円	(@2.8円) 101700枚分 × 1.1 (消費税) × 1/4 93
	印刷代	関西共同印刷所	71500円	112370枚分 × 1/4 94
合計 149809円（100%充当）				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する（1/4） 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2022年11月号（NO.120）			

注 発行した広報紙を添付してください。

9月定例奈良県議会 今井光子議員が代表質問 見通しのないニアセンターの

費用を莫大な経費をつき込んでも、車両を輸送するための新規の橋梁建設は2000万円程度で済む。

リニア計画の問題点

- 莫大な環境破壊**
大井川水問題（静岡県）
大深度地下トンネルは危険
地上部の落盤事故（東京・岐阜）
莫大な建設費、維持費
リニア沿線人口は17%減
採算が合わない（2013.9月経済誌）
JR東海 亦字経営に転換（2021年3月経済誌）
JR東海

今非議員が代議院で御用をなす条件「リニア計画の実現占

「おまえの仕事は、おまえの仕事だ。おまえがどう思っていいか、どう思っていいかは、おまえの問題だ。」

日本共産党中央委員会は今井光仁書簡はの月28日、9月定例委員会にて次を諮詢いたが、今井正吾書簡や田嶋裕峰に質問をたたづいた。

今、困窮している農民に寄り添つた施策が求められます

2007年に東京一大陸閣を67分で壊す夢の製作意・①ア中央銀行緊急融資をもとに年で5兆円の見通しをやりこ・今井知事は②奈良市付近の新幹線、③新駅から開港まで新港で組み、④アドバイスを諮詢してたま五条まで鉄道を通じ県の地域活性化と施設整備を申請する2000万円は路線建設に使って名を残すばかりで、新『端ハバ』の宣傳したり建設費をかけようつらがね。

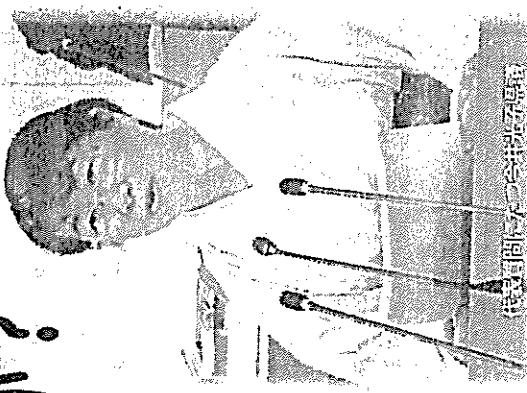
関連するての該道新幹線は経済効果約900億円、2000万円は路線整備と施設整備を担当建設建設諮詢約20億円中の自費を投じる超大型事業です。

⑤ア新幹線建設は如何に面をまた何を決めておせんか?

今井知事は、⑥甚大な環境破壊(木井川水問題)、⑦大深度地下ハネルは危険(地上部の落盤事故(東京品川))、⑧莫大な修理費・維持費、⑨ア沿線人口が17%減(つば東海では赤字に解消)、オンラインハイウェイの増、⑩新幹線の4倍の電力消費など「アドバイス諮詢」(資料:今井書簡が質問を使つて)(ベル参照)をあげ、見通しのたらアドバイスをやせん。今困窮してての既成権利を守るために交渉をするべきと根本的の回答はなれぬもった。

知事は、岸田總理も環境アセスを諮詢しておれり言つてくる。アドバイスをせん。井讀書簡の自分(知事)の方からも知つていて、日本の該道に計画されて開通しなかつたりいけれどなら、おれり答弁。強引にせずの回答がアドバイスしあつた。

「国葬」に莫大な税金を使つ
なら、困つてゐる人を助けるべ
き—知事の「国葬」参加に
安芸市長の「国葬」に取事が公費で参
加するにいたり、今井真蔵は公費を拔擢し
るべきではないと主張。知事は「『国葬』
出席は公務にあるため、公費で出席するの
は当然」と述べましたが、今井真蔵は
「『国葬』に莫大な税金を使つたが、困つ
てゐる人を助けるべき」と主張しました。



卷之三

日本共産党的今井光子は26日、
月定例衆議院で代表質問に立ち、荒井正
知事や田中都長に見解をたしました。

今、困窮している農民に寄り添つた施策が求められています

2003年に東京一大阪間を67分で結ぶ夢の特急電車「リニア中央新幹線」があと15年で走り始める見通しを示す。高井知事は①奈良方面に近畿の路線、②新幹線から関西方面に新規に組み、③リニアの上本線も複数で走行する五条まで鉄道を通じて県の広域圏交通網を構築し併設する2000kmの湾岸連絡路線に使って谷を埋めたりひらげ、新『福ひく』の実現にした構想を行なうとしている。

関西までの鉄道新幹線計画事業費総額1900億円、2000年完成を目指す近畿新幹線複数路線計画は20億円中の巨費を投じるのと並んで建設費もかかる。

リニア新幹線建設は南北層以西はまだ何も決まっていません。

今井県議は、①甚大な環境破壊（太井川水問題）、②大深度地下トンネルは危険（地上部の落盤事故（東京品川））、③莫大な建設費・維持費、④リニア沿線人口が17%減（つば東海道は赤字に軽度）、オランダいんなどリースの減、⑤新幹線の4倍の電力消費を以て「リニア計画の問題点」（左資料）

今井県議が質問で使った（ホルム参照）をあげ、見通しのならないリニア中心ではなく、今困窮している農民に寄り添つた対策をするべきをどう根本的見直しを求めました。

知能性は、此田義理が既得のものではなく、問題解決の過程で得られるものである。この問題解決過程では、問題の構造化（問題の定義）、問題の分析（問題の構成要素）、問題の解決策の生成（問題の解決策）、問題の評価（問題の解決策の検討）などの段階が含まれる。問題解決過程では、問題解決の過程で得られる問題解決能力が発達する。

今井良輔が、県が四條、船井川に川井と
いひもので開拓がおこなわれたらしい。今
後、一切の関係を断ち切る事、被官署に寄
り添つては詔勅の口を真に説道するものがあ
る。

日統一協会の被害者救済の窓口設置を

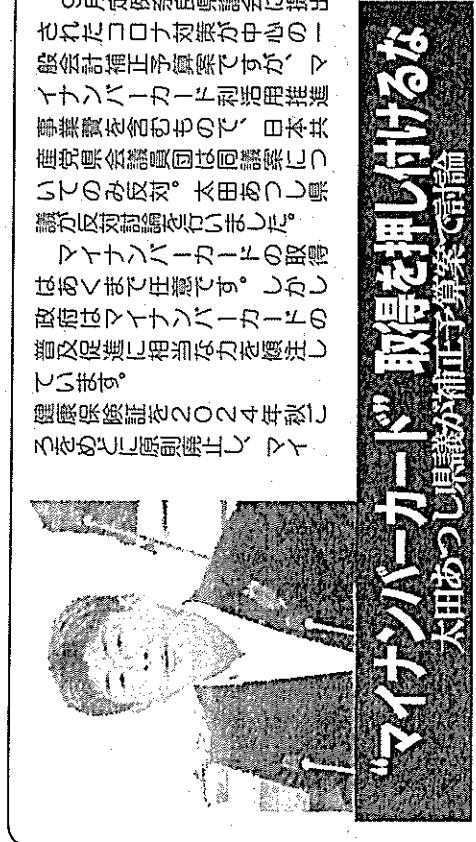
知事は、関係閣僚と連携を取り、自衛隊員やベテラン（「ルーブローム」）立派なGEXOや一
般市民の手で作成された「緊急避難の大和三一資
源開拓事業」に第1回目の把頭収容者が参加し
てくださいました。」「介護士が如夢如醉の間に
出撃する姿勢を見せて頂いたのは、何回かになります
が、必ず記憶に残るところです。」眞剣に反省す
る様子。「この件は、組織的・組織的問題でござ
ります。組織的問題を抱えていたからこそ、個々の

如静がリーベローーとメアドラーの娘の
ところにセントーの母である母の母親。今
井眞謹が「ローラーの母は東洋製糖の母だ」
だが、娘の母の母親は東洋製糖の母だ。
なんどいじめられたんだね」と母の母親に
東洋が「お母さんはお母さん」とおしゃつた。

「国葬」に莫大な税金を使つ
なら、困つてゐる人を助けるべ
き「和事の「国葬」参加」

安倍晋首相の「国葬」に知事が公費に参加するにいたり、今井真賀は公費を支出するべきかせめらかに思惑。知事は「『国葬』出席は公務にあるため、公費で出席するのには拘束」(ひそく)と述べましたが、今井真賀は「『国葬』に莫大な税金を使つたが、困つてゐる人を助けてくれ」と主張しました。

★★★



カード支払開始から6年10ヶ月が経過。普及が進まなかつたのは国民があえてカード取得の必要性を感じていないからです。

個人情報漏洩に対する懸念
やテクニカル機器を使いこなせ
ない人は行政サービスから取
り扱われる恐れがあります。

また、「交渉化」を口実に市
町村の窓口が廃止、縮小され
れば相談も難しくなります。
今後、運送免許証への統合の

書画アラカルト。

を国民生活のさまざまな分野に拡大することには、個人情報の集中や国家による一元管理の危険が指摘されています。

國民が望んでゐるわけでは
ない「金員取得」を押しかけ
るべからざる事態であら。

☆☆★
ひの世をかみ興奮せし、七時頃起て、
茶葉入り一升の茶出しにつけられたり。
茶屋宿宿が水附の「淡雅碧波煎茶」
といふ名前とて、此御事は監修の因風昇
スル一升の茶出し興味あり。詔勅の如く、
おどりたゞし、批評、口十餘枚の如く、
然る御事は提議しむべく一茶
などか、體積が限つかひてからりて、
終始おこなはれどせば、便器留め
上に正統御用の如く、おどりてからりて、
おどり出せり。

日本共産党奈良県会議員団
だより NO. 120

議會主委
奈良県議會
2022年1月1日
E-mail : naraker-icp@forest.ocn.ne.jp

シルバーパートナーハウスの消費税を課す「シルバーパートナーハウス」による国に求める

日本共産党の提言書をまとめた



本共産党が提案する安定的な事業運営のために適格な方法を導入にかかる適切な措置を求める意見書

山村 幸恵 議員



コロナ感染症対策
これまでの病床削減は認められません

令和3年度も新型コロナウイルス感染症が感染拡大の波を繰り返す中で保健所をはじめ、医療職の皆さんには懸命に対応していただきました。

県のコロナ感染症対策では、まさに入院病床の確保、療養のためのホテル確保、事業者への融資制度の利子補給などに取り組まれましたが、コロナ感染症によって経営困難に陥った医療・介護事業所・障がい者事業所への財政支援を求める要望が強くあるにもかかわらず、県独自の支援策はありません。また、中小事業者が寄せられましたが、直接支援の対策は実施されませんでした。

コロナ対応でひっ迫する保健所の体制強化は待たないとしています。県では本庁職員の配置を臨時的職員の採用、ようやく

令和4年度に保健師を16名採用されました。吉野・内吉野保健所を統合し、4か所に病床削減。地域医療構想では、病院の病床削減は認められません。令後、どのような新たな感染症が起るかわかりません。感染症病床や保健医療体制の強化こそ必要です。

一方、県境の見通しの持てないところにア新幹線の説教と開拓費を以て1億4000万円を投入しています。大公園の新たな歴史体験館整備など、不要不食の大刑事業を推進していますが、これらは

お詫びと訂正

本共産党が提出した「日行『県議会だより』の「日本共産党奈良県議会報告書」への対策を求める意見書」全文一致採択されました

の記事にある「公教育に人権・シエンダーの復活に立つた包括的教育を位置づけることなどを求めています」とは、意見書の中に含まれていませんでした。お詫びして訂正します。

日本共産党の提言書をまとめた



求営のために適格な方法を導入にかかる適切な措置を求める意見書

小林 照代 議員



本共産党が提案する「痴漢被害者への対策を求める意見書」全文一致採択されました。

意見書の中には、「公教育に人

権・シエンダーの復活に立つた

包括的教育を位置づけます。

このことなどを求めています

といませんでした。お詫びして

訂正します。

意見書の中に含まれて

いませんでした。お詫びして

訂正します。



日本共産党が提案した「シ

ルバーパートナーハウス」

提出する小林照代議員

提出する小林照代議

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

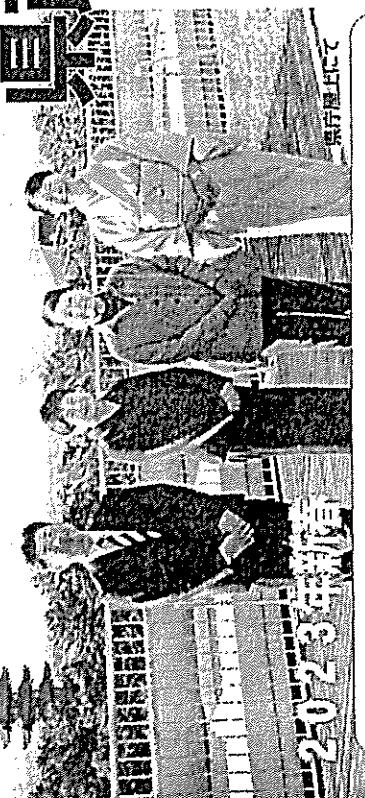
会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2023年2月9日他			
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2023年1月 (No. 121) (112800枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (101700枚)、駅頭配布等 (11100枚)			
発行目的	12月定例奈良県議会の提案、議論（代表質問・一般質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 12月定例県議会での日本共産党議員の本会議、委員会の発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 新年度予算編成の時期にあたり、県議、県議団に寄せられた要求、願いを予算に反映するよう求め、予算要望書を知事に提出、懇談したことを、要望内容と合わせて詳報した。 県議団が取り組んだ県政暮らしのアンケートに書かれた身近な要求から、国政にかかわるものを政府省庁交渉を実施し、国に要望したことを知らせる。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	78309円	(@2.8円) 101700枚分 ×1.1(消費税) ×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	63250円	112800枚分 × 1/4
	合計 141559円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2023年1月号 (No.121)			

注 発行した広報紙を添付してください。

暮らしを守る・福祉を守る

県民に寄り添い全力



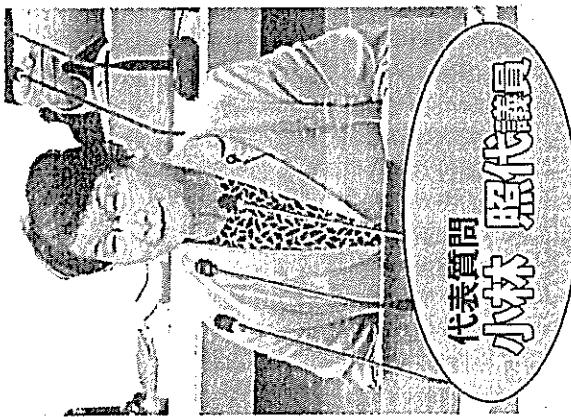
戦争か平和か一日本も歴史的岐路に立つ新しい年が幕を開けました。大軍拡大増税の「戦争する國づくり」ストップ!、大型公共事業を中心の政治から、「生民こそ主人公」、県民のいのち、暮らし・営業を守る政局に転換するため、今年も全力で頑張ります。

新型コロナ禍のもとで、生活困窮者は増加していますが、生活保護申請数は、伸び悩んでいます。その原因として生活保護制度の周知不足や「生活保護だけはイヤ」という制度に対する言説の強さ、相談したけれど屈辱的な対応を受けたから一度も相談したくならないという行政不信があります。

小林照代議員は、1つは、人との生活保護への忌避感を察していこうじ。2つは、「相談件数のつか、どのくらい

12月定例奈良県議会は12月1日開会、一般会計補正予算などを審査、問、8日に山村幸穂議員が一般質問を行いました。

生活保護受給は国民の権利!



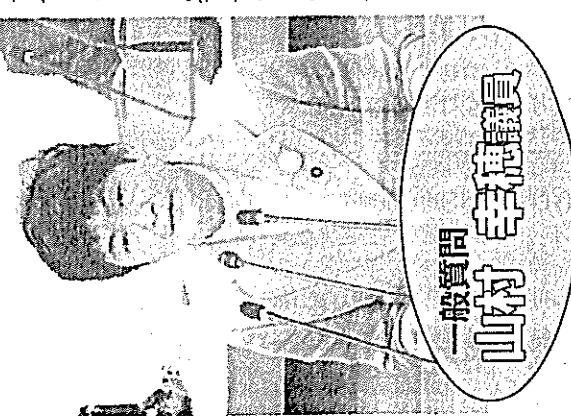
の割合で、生活保護申請申請につながっているか」の指標も課題の一つです。3つは、「生活保護のしおり」が親切手帳をつけるようになつているかどうかたど述べ、知事に、「生活保護制度が運送第25条の生存権度の理念をそつて運用されるかは、自治体での運用にかかっており、生活

保護の利用を考える人が、ためらわず申請されたら、まだ不適切、不当事態を受けないじがないから、県としてどのように取り組んでいくのか質しました。

知事は、「生活にも困りて支援を要とする方に、状況に応じた適切な支援をするためには、関係者が一人一人にひとりで、丁寧な相談対話をしっかりしてほしい」と述べ、ためらわず相談ひらくメッセージをホームページ上で積極的に発信していただきました。また、「生活保護のしおり」については、現在、相談や申請をためらわすような表現になつてにならか見直しをすめているい旨。

生活保護の改組は国民の権利であり、その権利は公正に運用されなければならぬこと、事務は県と市と村が行っているが幅度の公平性を運用は、チエックをし、改善を促すのは県の責任とされています。

地下水脈をきり、木簡など埋蔵文化財消失の恐れ 平城宮跡内近鉄線移設・地下化工事は本当に必要ですか 見直しを求める



山村幸穂議員は一般質問で、平城宮跡を横切る近鉄線移設について知事に質問しました。踏切の渋滞対策として近鉄大和西大寺駅から奈良駅までの路線を南側へ移設して大宮通りの地下を通す計画は、「世界遺産に認定された平城宮跡の木簡など埋蔵文化財に影響を与える危険性が高い」と指摘しました。国玉のことは、「平城宮跡出土木簡」3184点などを豊富な地下水によって保存されてきたと強調し、「地下トンネルを掘るリスクを半ば永久に剥き取り、水の流れを愛へ、埋蔵文化財を消失させる危険がある。多額の費用負担をして、移設地下化が必要なのか、検討が必要だと」と主張しました。今後、人口減少などで渋滞が発生しない可能性も指摘しました。

これに対して知事は、国から送に基づく贈与遺故が求められているもので、交通渋滞と踏切事故をなくす安全対策など答えるにじりました。

山村議員は、西大寺駅周辺の渋滞対

策は必要だが、内内の踏切は過去5年間無事で渋滞も較的軽微だとしては張ましたが、知事は「木簡よりも人々が大事」と答えた上で移設を進める姿勢です。

また、山村議員

奈良県の性暴力被害サポートセンターが、被害にあつた人がいつでも緊急に駆け込める体制をつくり、3月5日、24時間の体制確立を始めたのは、子ども女性監査長が改善に取り組むことを表明しました。一步前進です。

日本共産党奈良県議会だより NO.121

2023年1月

日本共産党奈良県議員団
県会議員 山村幸穂
県会議員 今井光子
県会議員 小林ゆづこ
県会議員 鈴木公義

63-830 奈良市登大路33奈良県議会内
TEL 0742(27)5291 Fax 0742(27)1492
Eメール

本紙

「完全無料」の実現を

豪志をもてて和むこゝに極まる政治の真を

日本共産党奈良県議会議員
団は1月21日、厚生労働省、文部科学省、文化庁、国土交通省、法務省の政府5省に、県議団に寄せられた医政要望書4種目を提出。交渉しました。

子ども医療費助成で、国がペナルティをかけることで自治体が考える融通助成の拡充をするなど問題で、「お金のあるなしに必要な医療にかかるかれない不公平を改めようべきだ」と求めました。

小学校施設問題では、「地域の実情に応じてすすめをべき」としました。

県内のバス路線縮小されよつとしている問題、平城宮跡内の近隣移設・地下下水問題などで県民の暮らしを守り、奈良らしく自然と文化遺産を守るために事業が進められるよう国へ支援を求めました。



厚生労働省に要望書を手渡す。奥野田

対象拡大と「完全支払いのない、

医療費助成制度、
10歳まで

國政に緊急に
現れを雷

県政に緊急に
現れを雷県政に緊急に
現れを雷

日本共産党奈良県議会議員
団は11月30日、新年予算編成にあたり、共産党県会議員に寄せられている県政にかかるる諸要求を予算に盛り込むよう求め、「2023年厚生費要望書」を提出。赤井正吾知事と懇談してきました。

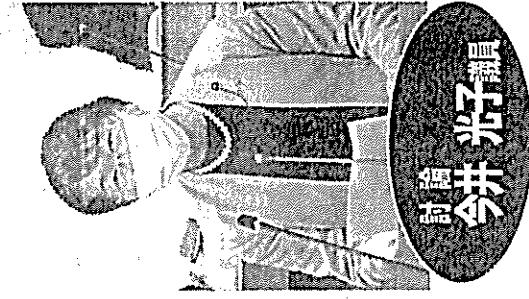
予算要望書は重点要望41項目、個別の28項目。新型コロナウイルス感染症対策の推進、急激な物価高騰で暮らしと営業が直撃をうけているものに対して暮らしと営業支援の手立てをどうかとし高齢者医療費控除をさらに削減、後期高齢者医療費控除を引き上げを求める、卓太な予算を投入する200億円滑走路建設計画や先の見えないリニア中筋幹線「奈良門附近駅」設置と開通付けて速達新線計画を見直し、住民こそ主人公の予算編成に切り替えるよう求めました。

子ども医療費助成制度、



日本共産党奈良県議会議員
団は11月30日、新年予算編成にあたり、共産党県会議員に寄せられている県政にかかるる諸要求を予算に盛り込むよう求め、「2023年厚生費要望書」を提出。赤井正吾知事と懇談してきました。

予算要望書は重点要望41項目、個別の28項目。新型コロナウイルス感染症対策の推進、急激な物価高騰で暮らしと営業が直撃をうけているものに対して暮らしと営業支援の手立てをどうかとし高齢者医療費控除をさらに削減、後期高齢者医療費控除を引き上げを求める、卓太な予算を投入する200億円滑走路建設計画や先の見えないリニア中筋幹線「奈良門附近駅」設置と開通付けて速達新線計画を見直し、住民こそ主人公の予算編成に切り替えるよう求めました。



本会議終日には今井光子議員が討論に立ちました。今議会も討論に立ったのは日本共産党のみ。他党は賛成反対いずれの討論もせずに全ての議案に賛成しました。

今井議員は、12月議会提出の補正予算等の議案が政府交渉でも取り上げたコロナ对策で医療機関の支援や医療費対策等が中心でしたが、日本共産党議員は提出議案の中から5議案に反対しました。

議員提案した議員立法の引き上げ条例、自民党などが議員提案した議員報酬の引き上げ条例は、勿論高騰で県民が賃金や光熱費を削るなどしているなかで県民感情にそぐわないとして反対しました。個人情報保護条例の改正は、国の作つた法に従つものですが、個人情報の保護が後退するものであり反対しました。奈良県には理工学部がないので学者が県外派出するとして新たな学部の設置が必要だと



も重なって、地域の方々の経済活動に大きな影響が生じます。

太田あつし議員は、「新コロナ禍など物価高騰の中で困難に直面する中小企業・規模事業者を支え、地域経済を再生させるための支援を討する。中小企業憲章の理に沿って取り組んでまいります。技術の伝承、起業・創業・成功の体制強化すること」を

求めた意見書を提案、全会一致で可決。成立しました。今後も引き続き、中業者の営業と生活を守るために頑張ります。

豪志をもてて和むこゝに極まる政治の真を

事業者

奈良モテル

の自治を構成する地方の

市町村の独自の取組みを押さえつけ、

小規模事業者への

小地域の中小企业・
支援充実を求める
全会一致で可決

新型コロナウイルスが確認されてから3年近くが経ち、物価高騰や深刻な事態となっています。

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、経営者の高齢化と後継者不在等大きな変革期にあり、相次ぐ自然災害による被害や新型コロナの感染拡大、物価高騰の影響等

光子議員
討論 今井太田
議員

高木太田

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2023年3月10日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより 2023年12月議会報告（23年3月号）（27600枚）				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込（24600枚）とポスティング、街頭配布等（3000枚）				
発行目的	12月定例奈良県議会での今井光子議員の本会議討論、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・12月定例県議会本会議でおこなった討論の内容を説明し、課題ごとの施策の方向性を提案。意見を聴取する。 ・公立大学の設置基準が変わったことで奈良県が検討する奈良県立工科大学構想の問題点を指摘し、再検討を求めた。 ・子ども医療費助成制度の対象年齢拡大が、令和6年度から県制度を拡充する計画がすすんでいるが、各市町村においては1年、先んじて市町村独自に実施することが共産党県議団の調査でわかった。このことをニュースで報告、長年続けられてきた住民運動の成果であることを示した。 ・寄せられた意見などを議会質問等に反映する。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	199100円	25600枚分	130
	新聞折込代	奈良産経企画	75768円	@2.8円×24600枚分 ×1.1（消費税）	138
	※100%充当 合計 274868円				
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより（12月議会報告）2023年3月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

意見書の提案

燃料費や物価の高騰に苦しむ地域の中小企業、小規模事業所への支援を求める意見書が全会一致で採択されました。日本共産党が提案したもので、今議会、意見書(案)を提出したのは共産党会派だけでした。

(意見書の要旨)

1. 新型コロナウイルスの第8波と物価高騰の中で、経営が不安定となり疲弊する中小企業・小規模事業者を支え、安定的な経営基盤の確立につなげるため、地域経済を再生させるための支援を検討すること。

2. 中小企業憲章の理念の実践はもとより、ものづくりの技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化などを一元的に推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年12月15日

奈良県議会

文教くらし委員会 今井光子議員の質問

学校評価報告書

○昨年、学校評価委員会の委員はすべて男性で、女性の委員も入れるべきと要望していましたが、今年、2人の女性委員が入りました。

○学校給食の産地消率が低いこと、読書活動が弱いことを指摘し、改善を求めました。

小中学校の校区外通学について

今井 学童保育や祖父母に預かってもらうなど、放課後の子育て支援が、住んでいる地域と異なる場合に校区外通学を認めてほしいとの声が寄せられている。県の実態はどうか。

山形県米沢市では越境入学、小学校134人、中学63人、計197人例中41%が留守家庭を理由にした校区外通学となっている。

熊谷学校支援課長答弁 学校教育施行令では校区を指定することになっている。文科省の校区外通学の理由には共働きが含まれている。県下では複数校を有する自治体が校区を定めることになっている。

複数校がある22自治体中、校区外通学の理由に共働きであることを含んでいるのは11自治体。

奈良県の地域医療を守る会と県社会保障推進協議会は2月16日、子ども医療費助成制度など県福祉医療制度の改善・拡充を求める署名4241人分（第1次分）を荒井正吾知事あてに提出（右写真）しました。日本共産党県会議員（右端が今井光子議員）が同席しました。

日本共産党奈良県会議員団が子ども医療費助成制度の対象年齢を、現行の15歳から18歳（高校卒業）に拡充する計画を全市町村に聞き取り等を行ったところ、2023年4月（3町村は8月）から実施することがわかりました。

対象年齢の拡充は、すでに山添村が20歳までに拡大しているのを含め、葛城市、香芝市、大和高田市、平群町、広陵町、吉野町、野迫川村、川上村、東吉野村が18歳までとしています。そこに、12月議会に改正条例を提案した9市10町1村、首長が議会答弁で表明し、また首長の指示で担当課が準備している2町7村。結果、すべての市町村が制度の拡充で足並みが揃いました。

赤ちゃんの死亡事例が多くなったことから1972年に0歳児への

皆さんと力をあわせて要求し続けた
すべての市町村で子ども医療費助成制度が実現しました

今井 その11自治体では対応されていない。

奈良県は女性の就労率が全国1位。ちょっとした配慮で、女性が働き続けられるなら、県からも改善指導していただきたい。

放課後児童支援員の待遇改善を

今井 2022年度、国は放課後児童支援員の待遇改善の予算を付けたが、実施につながっていない。全400クラスの学童のクラスがあるが132か所しか実行されていないのが実態だ（北葛4町は未実施）

キャリアアップは66クラス（王寺町実施3クラス）、給与ベースアップは302クラス（上牧町、広陵町、王寺町実施）。なぜ改善されないのか。

奈良っこはぐくみ課長答弁 学童の運営費は、国、県、市町村が3分の1づつの負担。自治体の持ち出しがあるため財政難のところでは実施されていない。全国知事会から安定財源、補助率引き上げを国に要望している。

誰もが自分らしく生きられるように

今井 大和郡山市では、市独自でLGBTQのパンフを作成し学校や職員に配布している。

LGBTQとは、L:レズビアン（女性を好きになる女性）／G:ゲイ（男性を好きになる男性）／B:バイセクシュアル（男性も女性も両方を好きになることができる人）／T:トランスジェンダー（産まれた性別とは異なる性別で生きる人）／Q:クエスチョンング（わからない、典型的な男・女ではないと感じる人）の頭文字をとった言葉であり、セクシュアルマイノリティの総称のひとつです。

その他にもX:エックスジェンダー（性別認識が男か女どちらか一方ではない人）／A:アセクシュアル（性愛の対象を持たない人、または性的欲求そのものがない人）など、様々な性のあり方があります。

およそ12人に1人（約8%）がLGBTQなどのセクシュアルマイノリティであると言われており、気づいていないだけで、身近な存在となっています。

中学生くらいから人と違うことを感じて、だれにも言えずに一人悩むなどのことがあり県でも、このような啓発を進めていくべきではないのか。

地域公共交通特別委員会

県外調査 静岡県庁

11月30日地域公共交通対策特別委員会で静岡県庁にリニアの環境に及ぼす影響についての調査に行ってきました。

リニア中央新幹線で東京一大阪間を67分でつなぐ夢の超特急。

静岡県の説明では、△環境アセスが不十分、△実際の工事はアセスをしていないところを掘削するなどしていると指摘。大井川の水の枯渇の心配があり工事中も含めて水の枯渇の心配がなくならなければ着工は認めないとのこと。△南アルプスの地下1400メートルのところにトンネルを掘る計画になっており、事故が起きれば、現場まで（地上まで）何キロも歩いていかなければならず、救助もままなりません。

医療費助成が始めました。その後、住民の粘り強い運動があり、制度改修が拡がってきたものです。

守る会は、引き続き、子ども医療、障害者医療の対象者拡大、医療費の支払い方法の改修、一部負担金の解消を求め、誰もが安心して利用できる医療費助成制度確立を求める要求運動を続けていて、賛同を呼びかけています。



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 今井 光子

年月日	2023年4月7日他			
表題と発行部数	'みっちゃんの宅配便' 今井光子議員の県議会だより 2023年2月議会報告 (23年3月号 (25600枚))			
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民			
配布方法	新聞折込 (24600枚)、街頭配布、ポスティング (1000枚)			
発行目的	2月定例奈良県議会での今井光子議員の予算組み替え提案、討論、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する			
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2月定例県議会本会議でおこなった討論の内容を説明し、課題ごとの施策の方向性を提案。意見を聴取する。 公立大学の設置基準が変わったことで奈良県が検討する奈良県立工科大学構想の問題点を指摘し、再検討を求めた。 子ども医療費助成制度の対象年齢拡大が、令和6年度から県制度を拡充する計画がすすんでいるが、各市町村においては1年、先んじて市町村独自に実施することが共産党県議団の調査でわかった。このことをニュースで報告、長年続けられてきた住民運動の成果であることを示した。 寄せられた意見などを議会質問等に反映する。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	75768円	'2.8円×24600枚分 ×1.1(消費税)
※100%充当 合計 75768円				
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより（2月議会報告）2023年3月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

大軍拡より生活、子どもの未来を守ろう 女性地方議員有志30人「国際女性デーアピール」

今井光子県議の提案で、県内のすべての女性議員に呼びかけ、3月8日の国際女性デーにあたり、女性議員アピール「大軍拡より生活・子どもの未来を守ろう」を発表しました。

県内の女性地方議員は73人。短期日のうちに、日本共産党や無所属の女性議員30人(41.0%)が賛同。女性地方議員有志30人連名で公表しました。

アピール全文は以下の通り。

「大軍拡より生活、子どもの未来を守ろうアピール」

岸田政権の軍拡政策により、周辺諸国との緊張が高まり、軍拡に走れば、豊かになるどころか日本と世界を滅ぼす道になります。

今こそ軍事に進む政治から脱し、生活と平和を守る政治が必要です。

私たちは、奈良県の地方議会にかかる女性の立場から、国内総生産(GDP)比2%の軍事費を撤回し、歯止めなき軍拡をやめて、女性や子ども、若者社会的弱者のための政治を進める求めます。

アフリカ化を進める必要があるがどうか。

政策統括官 1日の乗降客が1206人、国のエレベーターエスカレーターなど基準1日3000人以上に満たず、福祉基準3000人～2000人にも満たしていない。今後の必要性は理解できるが順番は遅い。

今井 待ったなしの高齢化、スロープなど何とか支援できる方法を検討してほしい。

文教暮らし委員会

高校入試の在り方について

今井 高校入試制度が2回選抜から1回に変更になる。これは生徒に何度も落第の経験をさせるべきではない、入試の為何度も時間をとることは学校側も負担になると改善を求めてきたのでよかったです。中学1年からの内申が評価されることに不安の声。たとえば不登校で内心に評価がつかない生徒はどうなるのか。

高校の特色づくり推進課長 どの子も安心して受けられるよう選抜方法を変えていきたい。不登校で評価がつかない場合でも昨年度は対象者68名が受験して58名が合格している。

就学援助制度の普及を

今井 就学援助は、義務教育は無償ということが始まった制度。制服や、学用品、給食費、通学費などに支援ができる制度。奈良県は12%の活用、全国平均は14%もっと知らせる必要がある。

沖縄県では県のホームページで就学援助を知らせて各自治体とリンクしている。またきれいなビラ【参考：右写真】を全児童生徒に配布して普及を進めている。奈良県も市町村の制度というではなくもっと知らせるべき。

高校の特色づくり推進課長 大事な制度であり県としてももっと工夫をして活用できるようにしていきたい。



委員会審議から

地域公共交通対策特別委員会

タクシーの時間について

今井 「タクシーの最終時間がわからず、来ると思って待っていたが来なかった」と苦情が寄せられた。タクシー乗り場でわかるようにしてほしい。

担当課長 タクシーは人手不足で厳しい状況。業界にはこのような声があったと伝えます。

鉄道路線を守るためにこそ予算を使うべき

今井 鉄道開業150周年の年、全国の鉄道網の半分が路線の在り方の検討対象になっている。奈良県は対象路線はないが、JRが民営化になり儲かる路線が赤字路線を支えてきた構造が変わって地方の切り捨てがおきている。

ドル箱だったJR東海もコロナで赤字。リニアについても2027年までに名古屋まで通す見込みが全く不明。今こそ鉄道の線路は国の責任で安全を保障して、上を走らせるのは各地の企業というような上下分離方式が必要ではないのか。

見込みのないリニアに莫大な投資をするのではなく全国の路線を守るためにこそ予算を使うべき。県としてどう思うのか。

政策統括官 (全く返事なくただ頭を下げるだけでした)。

佐味田川駅のバリアフリー化

今井 階段があり、高齢化が進み利用できないという声。があるバリ

県政暮らしのアンケートに寄せられた声届けました



近鉄駅、ダイヤ等利便の向上を



今井光子県議は太田あつし県議、宮本次郎元県議とともに3月6日、県政暮らしのアンケートなどで寄せられた近鉄線の駅やダイヤなど利便の向上を求める声を近畿日本鉄道に届け、トイレの水洗化、無人駅の解消、券売機の増設、踏切の安全対策などを求めました。また、車内や駅等での痴漢被害根絶の対策推進を求めました。

近鉄からは、トイレの簡易水洗化を進めているなどの回答がありました。

引き続き、実現できるよう頑張ります。

通学費について

今井 総務省の生活時間の調査で奈良県の高校の通学時間は「94分」で全国トップ。通学費も負担が大きい。

高校再編で「大宇陀高校」になることで「櫻井昇陽高校」の福祉課の生徒が宇陀まで通わないと困くなる。実習も移動が必要になる。片道440円のバス代がかかる。支援が必要。

教育長 保護者会がバスを購入してそれを使って実習など必要な異動は行えるようにしていく。

今井 県の学生寮も今は南部東部の生徒しか利用できない、北部の生徒が東部南部に行くのに使えるようにするべき。

教育長 コロナで一人一部屋になっている、コロナが終息すれば条例変更も検討したい。

第11号様式の11(第5条関係)

2022年度事務所状況報告書

会派・議員名 今井 光子

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉462番地 電話 0745-55-7714 延べ床面積 247.31m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (生活相談を含め住民の自由な出入り)
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 [REDACTED]) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 247.31m ² (a) うち政務活動使用面積 123.66m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 123 / 247 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：後援会員の後援会活動と折半)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 来客専用 按分率 来客兼用 按分率 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	賃貸借契約書

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

借家賃貸借契約書

賃貸人 増田式子（以下、「甲」という。）と賃借人今井光子（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり、甲が所有する後記表示の土地、建物（以下、「本件土地」という。）について、借家賃貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

第1条（本契約）甲は乙に対して、本件土地を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

（1）対象物件 後記表示のとおり

（2）使用目的 今井光子事務所として相談、会議などの目的で使用

（3）賃料 月2万円とする。（賃貸借期間が1ヶ月を満たないときは当月日数に応じた日割計算によるものとする）

（4）契約期間 2022年3月1日から2023年4月30日までの1年間2ヶ月とする。

第2条（賃料の支払等）乙は、1年2ヶ月分（24万円）を甲の振込口座に振り込む。手数料は乙の負担とする。

第3条（賃借人の善管注意義務）乙は、本件住宅を使用するにあたっては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件住宅の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

第4条（免責規定）天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

第5条（解除）乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

（1）乙が賃料の支払を3ヶ月以上怠ったとき

（2）乙が賃料の支払を度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

（3）乙が、甲の承諾なく本件土地の使用目的とは異なる使用をしたとき

（4）その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

第10条（原状回復義務）乙は、本契約が終了したときは、直ちに本件土地を甲に明け渡さなければならぬ。但し、継続契約を妨げない。

第11条（協議事項）本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

記

（土地の表示） 所在 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉462番地

地目 宅地 地積 247.31m² 雜種地19.19m²

（建物の表示） 所在 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉462番地

床面積 1階 155.44m²

2階 85.37m²

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2022年2月20日

甲）住所

氏名

乙）住所 奈良県北葛城郡広陵町馬見北3-4-25

氏名 今井光子

第11号様式の12(第5条関係)

2022年度雇用状況報告書(その1)

会派・議員名 今井 光子

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する(その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>(18日) 69.0時間</td> <td>96.5時間</td> <td>27.5時間</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>(18日) 65.5</td> <td>93.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>(21日) 85.0</td> <td>115.5</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>(19日) 72.0</td> <td>98.5</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>(20日) 68.5</td> <td>96.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>(19日) 68.5</td> <td>92.5</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合 () → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	4月	(18日) 69.0時間	96.5時間	27.5時間	5月	(18日) 65.5	93.5	28.0	6月	(21日) 85.0	115.5	30.5	7月	(19日) 72.0	98.5	26.5	8月	(20日) 68.5	96.5	28.0	9月	(19日) 68.5	92.5	24.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
4月	(18日) 69.0時間	96.5時間	27.5時間																										
5月	(18日) 65.5	93.5	28.0																										
6月	(21日) 85.0	115.5	30.5																										
7月	(19日) 72.0	98.5	26.5																										
8月	(20日) 68.5	96.5	28.0																										
9月	(19日) 68.5	92.5	24.0																										
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

第11号様式の12(第5条関係)

2022年度雇用状況報告書(その2)

会派・議員名 今井 光子

①・用者	氏名 住所 電話番号																												
②雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																												
④職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥按分率の考え方	<p><input type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する(その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>(19日)</td> <td>71.0時間</td> <td>97.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>(21日)</td> <td>79.0</td> <td>103.0</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>(19日)</td> <td>70.5</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>(19日)</td> <td>66.0</td> <td>89.5</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>(19日)</td> <td>77.0</td> <td>103.0</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>(20日)</td> <td>76.0</td> <td>104.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合 () → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	10月	(19日)	71.0時間	97.5時間	11月	(21日)	79.0	103.0	12月	(19日)	70.5	94.5	1月	(19日)	66.0	89.5	2月	(19日)	77.0	103.0	3月	(20日)	76.0	104.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
10月	(19日)	71.0時間	97.5時間																										
11月	(21日)	79.0	103.0																										
12月	(19日)	70.5	94.5																										
1月	(19日)	66.0	89.5																										
2月	(19日)	77.0	103.0																										
3月	(20日)	76.0	104.0																										
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類																												
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

(福利厚生)

第十一條 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に關し、相互に連絡調整を図るものとする。

(1) 甲から乙への連絡調整事項
イ 出向者の履歴に関する事項
ロ その他乙から求められた事項

(2) 乙から甲への連絡事項
イ 出向者の乙における業務内容
ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
ハ 出向者の勤務状況

二 その他甲から求められた事項

(廻縁の解決)

第十四条 この覚書に關して変更が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決する。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有效期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有效期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によつて相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を複数するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2022(令和4)年4月1日

所在地 奈良市四条大路北ノ町4-1
事業所名 日本共産党奈良県会議員団
甲 代表者 総務委員長 細野一郎
乙 代表者 委員長 細野一郎
所在地 奈良市登大路町3-0番地奈良県会議員団
事業所名 日本共産党奈良県会議員団
甲 代表者 委員長 細野一郎
乙 代表者 委員長 細野一郎
所在地 奈良市幸町1-10番地奈良県会議員団
事業所名 奈良県会議員
甲 代表者 委員長 細野一郎
乙 代表者 委員長 細野一郎
所在地 奈良市幸町1-10番地奈良県会議員団
事業所名 奈良県会議員
甲 代表者 委員長 細野一郎
乙 代表者 委員長 細野一郎

日本共産党奈良県会議員団
奈良県会議員
山村 幸輔

今井 光子

小林 黑代

太田 功

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に關し、次のとおり覚書を締結する。

（目的） 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者） 出向者は次の者1名とする。
出向者 氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]

（出向期間） 第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地） 第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団
所在地 奈良市營大路町3-0番地奈良県会議員団

（身分） 第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。
（勤務等） 第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。
ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務員として從事する政治活動と政党活動等の活動などを厳格に区別し、出向者が從事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の從事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附保等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担額料は甲が負担する。
2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

（出向期間中の費用） 第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し勘定支給する。
2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(2022年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1 賞与2 合計
労 働 日 数	18	18	21	19	20	19	19	21	19	19	19	19	19	20		232
労働時間数	69.0	65.5	85.0	72.0	68.5	68.5	71.0	79.0	70.5	66.0	77.0	76.0				868.0
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
基本給	124,200	117,900	153,000	129,600	123,300	123,300	127,800	142,200	126,900	118,800	138,600	136,800				1,562,400
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
総支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
領收印																

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分月別内訳

年月日	給与額(議員分担分)	労災保険事業者負担分(3/1000、10月分~5/1000)
2022. 5. 10	2022年04月分	31050円 93円
2022. 6. 10	2022年05月分	29475円 88円
2022. 7. 05	2022年06月分	38250円 114円
2022. 8. 26	2022年07月分	32400円 97円
2022. 9. 08	2022年08月分	30825円 92円
2022. 11. 09	2022年09月分	30825円 92円
2022. 11. 17	2022年10月分	31950円 159円
2022. 12. 23	2022年11月分	35550円 177円
2023. 1. 19	2022年12月分	31725円 158円
2023. 2. 08	2023年01月分	29700円 148円
2023. 3. 06	2023年02月分	34650円 173円
2023. 4. 04	2023年03月分	34200円 171円
		1562円

政務活動費 葉書・レターパック、切手受払簿(2022年度)

卷之三

注 1 年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出するものとする。

切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することとする。

3 送付内容、送付先を必ず記載すること。